

遊佐町告示第155号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第101条第1項の規定により、第519回遊佐町議会定例会を平成29年6月20日遊佐町役場に招集する。

平成29年5月29日

遊佐町長 時田 博機

第519回遊佐町議会定例会会議録

議事日程(第1号)

平成29年6月20日(火曜日) 午前10時 開議(本会議)

日程第 1 会議録署名議員の指名について

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

議長報告

一般行政報告

教育行政報告

日程第 4 ※一般質問

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第1号に同じ)

☆

出欠席議員氏名

応招議員 12名

出席議員 12名

1番	齋藤	武君	2番	松永	裕美君
3番	菅原	和幸君	4番	筒井	義昭君

5番	土門勝子君	6番	赤塚英一君
7番	阿部満吉君	8番	佐藤智則君
9番	高橋冠治君	10番	土門治明君
11番	斎藤弥志夫君	12番	堀満弥君

欠席議員 なし

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	本宮茂樹君
総務課長	池田与四也君	企画課長	堀修君
産業課長	佐藤廉造君	地域生活課長	川俣雄二君
健康福祉課長	高橋務君	町民課長	中川三彦君
会計管理者	高橋晃弘君	教育委員	渡邊宗谷君
教育長	那須栄一君	教育委員	佐藤啓之君
農業委員会会長	佐藤充君	選挙管理委員	佐藤正喜君
代表監査委員	金野周悦君		

☆

出席した事務局職員

局長	富樫博樹	議事係長	鳥海広行	書記	高橋和則
書記	瀧口めぐみ				

☆

本 会 議

議長(堀満弥君) おはようございます。ただいまより第519回遊佐町議会6月定例会を開会いたします。

(午前10時)

議長(堀満弥君) 上衣は自由にしてください。

本日の議員の出席状況は、全員出席しております。

なお、本定例会に説明員として町長初め各行政委員会の委員長、会長等の出席を求めたところ、全員出

席しておりますので、報告します。

それでは、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、5番、土門勝子議員、6番、赤塚英一議員を指名いたします。

日程第2、本定例会の会期についてを議題といたします。恒例により、議会運営委員会、斎藤弥志夫委員長より協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会、斎藤弥志夫委員長、登壇願います。

議会運営委員会委員長（斎藤弥志夫君） おはようございます。

第519回遊佐町議会定例会の運営について、去る6月9日及び本日、6月20日に議会運営委員会を開催し協議した結果、次のとおり意見決定しましたので、ご報告いたします。

初めに、本定例会の会期については、本日6月20日から6月23日までの4日間といたしました。

審議日程につきましては、お手元に配付のとおりでございますが、本日は議会の構成を行い、次に諸般の報告として、議長報告、一般行政報告、教育行政報告を行います。その後一般質問に入り、5人を予定しております。

第2日目の6月21日は、前日に引き続き一般質問を行い、5人を予定しております。終了次第、平成28年度一般会計補正予算等の専決処分の承認について11件、平成29年度各会計補正予算6件、条例案件3件、事件案件2件を一括上程し、補正予算については恒例により補正予算審査特別委員会を構成し、審査を付託いたします。

第3日目の6月22日は、終日各常任委員会を開催します。

第4日目の6月23日は、午前10時からおおむね午後3時まで補正予算審査特別委員会を行い、その後案文作成のため休憩に入ります。午後3時30分ころから本会議を開会し、専決処分11件の審議及び採決、条例案件3件の審議及び採決、補正予算の審査結果報告及び採決、事件案件2件の審議及び採決、発議案件2件の審議及び採決を行い、終了次第、第519回定例会を閉会したいと思います。

議員各位のご協力をお願いいたします。

以上です。

議長（堀 満弥君） お諮りいたします。

ただいま議会運営委員会委員長報告のとおり、本定例会の会期は本日6月20日より6月23日までの4日間といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

議長（堀 満弥君） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は4日間と決定いたしました。

日程第3、諸般の報告に入ります。

初めに、議長の報告を行います。

議長報告

1. 自治功労賞表彰について

◆ 全国町村議会議長会自治功労者被表彰者

(表彰：平成29年2月8日・全国町村議会議長会・第68回定例総会)

特別表彰 堀 満 弥 議長
議員在職 15年以上 土 門 治 明 副議長
高 橋 冠 治 議員

2. 議員派遣について

会議規則第129条の規定により、議員を派遣した。

○ 平成29年4月4日付

(1) 庄内総合支庁長との研修懇談会

- ① 目 的 庄内地方の開発振興上の諸問題について研修する。
- ② 派遣場所 酒 田 市
- ③ 期 間 平成29年4月24日(月)
- ④ 参加議員 副議長

○ 平成29年3月7日付

(2) 山形県町村議会議長会町村議会広報研修会

- ① 目 的 議会広報発行技術の向上に資する。
- ② 派遣場所 山 形 市
- ③ 期 間 平成29年5月26日(金)
- ④ 参加議員 議会広報常任委員

○ 平成29年5月11日付

(3) 平成29年度町村議会議長会議長・副議長全国研修会

- ① 目 的 議長、副議長として必要な知識を得、円滑な議会運営に資する。
- ② 派遣場所 東 京 都
- ③ 期 間 平成29年5月31日(水)～6月1日(木)
- ④ 参加議員 副議長

3. 系統議長会について

☆ 庄内地方町村議会議長会臨時総会

(1) 期 日 平成29年4月21日(金)

(2) 場 所 庄 内 町

(3) 案 件

① 認第1号 平成28年度庄内地方町村議会議長会会計決算の認定について

歳入合計 841,170円

歳出合計 424,571円

差引残額 416,599円

(4) 協議事項

① 知事を囲む市町村自治振興懇談会に対する要望事項について

- ・ 羽越本線並びに陸羽西線の高速化等の促進について
- ② 山形県町村議会議長会臨時総会への要望事項について
 - ・ 日本海沿岸東北自動車道並びに新庄酒田道路の整備促進について
 - ・ 一般県道「余目・松山線」庄内橋の架け替え促進について
 - ・ 主要地方道「庄内空港立川線」両田川橋の架け替え促進について
- ③ その他当面する諸課題について

☆ 庄内市町村議会議長会総会

(1) 期 日 平成29年 4 月24日 (月)

(2) 場 所 酒 田 市

(3) 案 件

- ① 平成28年度事業報告について
- ② 平成28年度収支決算について

歳入合計	586,623円
歳出合計	419,437円
差引残額	167,186円

(4) 協 議

- ① 平成29年度事業計画について
- ② 平成29年度収支予算について

予算総額	568,000円
------	----------
- ③ 平成29年度庄内市町村議会議長会負担金について

人口割 (80%) ・ 平均割 (20%)	
本町負担額	32,000円

次に、一般行政報告について、本宮副町長より報告願います。

本宮副町長。

副町長 (本宮茂樹君) おはようございます。

それでは、一般行政報告申し上げます。

一般行政報告。

平成29年 6 月20日。

1、平成28年度遊佐町一般会計予算の繰越明許費について。地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、御浜公衆トイレ改築事業、外7事業に係る繰越明許費繰越計算書を次のとおり調整したので報告します。別紙I のとおり。朗読省略。

2、「大規模災害時における被災者支援に関する協定書」の締結について。3月30日、山形県行政書士会と「大規模災害時における被災者支援に関する協定書」が締結され、大規模災害時の罹災証明申請や廃車手続等の行政書士業務による被災者支援に関する協力体制が構築されました。

3、遊佐町地域防災計画の修正について。3月23日、遊佐町防災会議を開催し、遊佐町地域防災計画の修正について協議し、了承されました。今回の遊佐町地域防災計画修正の要点は、平成28年3月に公表さ

れた山形県津波浸水想定・被害想定調査結果や国、県防災計画の修正点の反映となっています。

4、町政座談会について。5月23日から6月8日まで、全6地区で町政座談会を開催し、地域のさまざまな課題について率直な意見交換を行いました。

5、地方創生の推進について。3月15日、遊佐町地方創生推進会議が開催され、遊佐町総合戦略の進捗状況の検証と計画の見直しについて協議されました。

6、行政処分取り消し等請求事件に関する係争について。臂曲地区における新たな岩石採取計画に対し、町が下した規制対象事業の認定処分を取り消すことなどを求め、2月20日付で川越工業株式会社が遊佐町を被告とし、山形地方裁判所へ提訴しました。これに対し町は係争する意向を示し、4月25日の第1回口頭弁論に臨みました。

7、平成29年度地域おこし協力隊の委嘱状交付について。4月1日、今年度の地域おこし協力隊員4人に委嘱状の交付を行いました。また、5月1日に定住促進活動業務の担当として高橋可奈絵さんを、6月1日に観光振興支援業務の担当として林晶さんをそれぞれ新たに委嘱しております。

8、国際交流事業について。3月18日から26日に実施した姉妹都市ハンガリー・ソルノク市派遣事業に中学生12名、高校生3名を含む18名が参加しました。治安の心配もありましたが、何の支障もなく全員無事に帰国しました。5月13日には、役場において帰国報告会を開催し、ホームステイの思い出など各団員から貴重な体験の報告を受けております。

9、遊佐町民間活力賃貸住宅建築促進事業について。八日町地内に木造2階建てアパート(8世帯分)が4月に完成し、5月から入居可能となり、現在は若者世帯を中心に満室の状況となっております。なお、7月14日まで2棟目のプロポーザル募集を実施しております。

10、定住促進施策について。(1)第1回遊佐町定住促進施策庁内連絡会議を4月18日に開催し、平成28年度の各課の定住施策の進捗状況及び今後の展開を確認しました。集落支援員の配置、活動の結果として、平成28年度の空き家成約数19軒、移住者数は22組60人となりました。また、平成29年度に入り移住者対応数は11組、移住予定者数は既に18人となっています。急速に進む移住希望者からの相談に対応できるよう、積極的に各施策に取り組んでいくことを確認しました。

あわせて、5年の計画期間が経過した遊佐町定住促進計画について、新たに今年度策定の予定です。

(2)4月21日に、遊佐町I・J・Uターン促進協議会総会を開催し、平成28年度の事業報告、平成29年度の事業計画等を協議し、お互いが暮らしやすい町づくりを進めていくことが必要と確認しました。また、空き家登録を促進させ、利用を希望する移住者につないでまいります。

(3)2月に完成した定住住宅空き家活用住宅(第8号)への入居者選定が、5月11日の空き家利活用部会で行われました。その結果、栃木県から移住者2人が決定し、7月に移住してまいります。あわせて、第9号として選定された駅前二区住宅は、7月から整備を行い10月には新たな移住者をお迎えできるよう準備を進めてまいります。

11、遊佐町結婚推進支援事業について。使ってみたい婚姻届として、若者交流事業実行委員会が企画した「遊佐町選べるご当地婚姻届」が完成しました。鳥海山のイラストを使った青系と、ハートに米~ちゃんファミリーをあしらったピンク系の2種類で、希望者に4月3日から交付し好評を得ております。6月1日までの約2カ月間に入籍した10組中、7組の方々からご利用いただきました。

若者の結婚を後押しするとともに、結婚で町民になる方を歓迎することが伝わるよう、PRをしてまいります。

12、きらきら遊佐マイタウン事業について。4月14日から5月15日まで公募を行ったところ、集落の公民館改修や、備品整備などの事業申請があり、選定審査会による審査の結果、申請のあった3事業全てが採択を受けました。制度を周知を含め多くの団体から活用いただけるよう、追加募集を行う予定でおります。

13、遊佐町まちづくり協議会連合会事業について。5月10日、まちづくり協議会連合会総会を開催し、昨年度の事業実績を確認するとともに、今年度の事業計画では、まちづくり計画の策定や、まちづくり計画策定後の取り組みに対する活動への支援を行っていくこととしました。

14、ふるさとづくり寄附金について。平成28年度中の寄附件数は1万5,030件で、寄附総額は2億489万7,120円となり、平成27年度の実績である4,119件5,885万2,151円を大きく上回りました。今年度は、6月6日現在、7,836件7,990万8,108円の申し込みをいただいております。また、今後は掲載サイトをふやすなど、より多くの方へ情報発信をしていく予定でおります。

15、中山河川公園桜まつり2017オープニングについて。4月14日、「中山河川公園桜まつり2017オープニング」が開催されました。昨年度からテング巣病対策を実施するなど、町も集落と協力して桜の保全に努めてまいりました。当日は天候にも恵まれ、観光客や地元住民・関係者が多数集い、甘酒のふるまいなどでオープニングを祝いました。

16、鳥海山春山開き及びブルーライン開通式について。4月28日、「鳥海ブルーライン開通式」と「春山開き」を行いました。小野曾旧料金所前で開通式を行った後、大平山荘にて秋田県にかほ市との合同開通式を行い、1年の山の安全と観光振興を祈願しました。当日は山形県から「きてけろくん」が来場し、本町の「米～ちゃん」や「鳥海太鼓保存会」とともに、開通式を盛り上げました。なお、ことしは4月14日に小野曾ゲートから駒止間が先行して開通いたしました。陣屋付近にあるミズバシヨウ群生地を見に行かれた方も多く、地域の話題となりました。

17、クルーズ船対応について。4月1日、酒田港に日本最大の客船「飛鳥II」が寄港した際、観光物産係と遊佐ブランド推進協議会で酒田港に出展し、遊佐町の観光と物産品のPRを行いました。また外航クルーズ船「コスタネオロマンチカ号」が8月に酒田港寄港の際、寄港地観光ツアーとして「鳥海温泉と鳥海山終日観光コース」が設けられることが決まりました。9月に再度「飛鳥II」が酒田港寄港の際は、旧青山本邸の見学がツアーに組み込まれるなど、これからも遊佐町・鳥海山の新たな観光誘客につながるよう、ツアーの誘致等に取り組んでまいります。

18、遊佐町チャレンジファーム事業について。研修受け入れ農家は町内10戸の登録があり、現在はそのうち3戸の農家のもとで、町外出身2名と町内出身1名の合わせて3名が、水稻や園芸品目の研修を進めています。町外出身の研修生には、生活支援と住宅支援を、町内出身の研修生には、生活支援を行っています。また、研修受け入れ農家に対しても、研修生1名につき、研修経費を支援しています。研修の習熟管理はもとより、就農時のサポートもあわせて行ってまいります。

19、産地水産業強化支援事業について。吹浦漁港西第2防波堤延伸工事については、今年度、残り15メートルを施工し、完成予定です。今年度は、新たに吹浦漁港内のしゅんせつ工事に係る調査と、吹浦、鳥

崎、女鹿海岸での藻場造成やイワガキ増殖礁設置に係る調査を開始します。

20、松くい虫防除事業について。秋季の松くい虫被害木調査を実施した結果、昨年度と比較して同程度の被害量が確認されたため、県とともに、第1回目の薬剤散布を5月末に実施し、引き続き、伐倒・破碎処理等の作業に取り組んでまいります。

21、企業立地について。酒田市の焼酎メーカーの株式会社金龍が、県内初のウイスキー製造事業を始めることになり、本町吉出地内に蒸留所を新設することになりました。

本年10月ごろに着工、来年秋ごろ完成予定で、その後に蒸留を開始し最短で平成33年末ごろに初出荷という計画で、地域の活性化とともに、新たな雇用が期待されます。

22、遊佐ビジネスネットワーク協議会について。5月18日、遊佐ビジネスネットワーク協議会通常総会が「遊楽里」で開催され、今年度の事業計画等の協議と情報交換を行いました。今年度もビジネス大使の方々と積極的に連携し、企業訪問、情報収集に努め、企業誘致を図ってまいります。

23、遊佐ブランド推進協議会事業について。3月19日に「遊佐元気のちからづくり成果報告会」を開催し、14名が平成28年度の成果を発表しました。5月12日には、遊佐ブランド推進協議会総会を開催、平成28年度の事業報告並びに平成29年度の事業計画等を協議しました。

なお、豊島区内での産直「遊佐ノ市」については、6月24日からの開始となり、今年度は各種イベント開催も含め計21回を予定しております。

24、日本海沿岸東北自動車道について。酒田みなと-遊佐間の事業費は24億3,000万円で、調査設計、用地買収、改良・橋梁工事が予定されております。また、秋田県境区間についての事業費は、4億5,000万円で、調査設計、用地買収、改良工事が予定されております。

25、社会資本整備総合交付金について。今年度は、橋梁長寿命化修繕計画に基づき、西浜橋の補修工事と広畑橋のかけかえ工事の用地補償を予定しております。

26、住宅支援事業について。住宅支援事業の6月8日現在の受け付け状況は、持家住宅リフォーム支援金73件、定住住宅新築支援金8件、定住住宅取得支援金5件、住宅リフォーム資金利子補給制度2件となっております。このうち、下水道等接続を伴うリフォーム件数は17件となっております。

27、遊佐町再生可能エネルギー設備導入事業費補助金について。再生可能エネルギー設備の導入について、引き続き一般家庭や事業所に対して設備設置の助成を行っていきます。現在、太陽光について9件の交付申請を受けています。今後につきましても、広報、ホームページ等で制度活用についての啓蒙を行ってまいります。

28、ゆざ町民省エネ節電所『ゆざ町民エコチャレンジ』について。町民が地球温暖化防止行動を主体的に実践するため、町民参加型事業としての『ゆざ町民エコチャレンジ』事業を昨年に引き続き実施予定で、6月15日にスタートします。身近なところから実行できる地球温暖化防止行動の契機づけとし、地球温暖化や環境問題に対する意識啓発活動を目的に事業を行っていきます。

29、夏期に向けた省エネ対策の取り組みについて。6月2日開催のエコプラ推進会議を経て、エコアクションプランに基づく公共施設における、省エネ活動の重点目標を設定し取り組んでいます。また、5月15日からのクールビズの前倒しや「緑のカーテンプロジェクト」において、町民・町内事業所に対するゴーヤの種と苗の配布、公共施設での植栽も実施しております。

また、山形県において6月1日に「笑顔で省エネ県民運動」がスタートしており、遊佐町においても広報やホームページまた各種イベント等において、省エネに関する呼びかけ、啓発を行っていきます。

30、下水道事業について。今年度は、特定環境保全公共下水道区域における施設整備と下水道法の改正に伴う事業計画の策定を行っています。

施設整備については、鹿野沢集落の舗装復旧工事と上蕨岡坂下と大蕨岡集落の管渠布設工事を行い、管渠布設工事については、完成部分の年度内供用開始を予定しています。

事業計画の策定については、下水道法の改正に伴い、これまでの計画に維持管理基準等を新たに追加するため策定作業を実施中であります。

5月末現在の下水道の接続状況は、公共下水道区域では供用開始戸数3,928戸のうち2,768戸で、接続率70.5%となっております。

農業集落排水区域では、供用開始戸数511戸のうち419戸で、接続率82.0%となっております。

31、上水道事業について。平津配水池の耐震化に向け、本体工事に着手する予定です。また、上寺配水池についても耐震化に向けて設計業務を委託します。

排泥作業については、定例排泥作業を4月から11月までの第2・4月曜日に実施します。強制排泥作業は今年度3回予定しており、5月22日に第1回目を実施しました。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 続いて、教育行政報告について、那須教育長より報告願います。

那須教育長。

教育長（那須栄一君） 教育行政報告。

平成29年6月20日。

1、教育委員会会議の開催状況。3月4日、3月22日、4月27日、5月30日に遊佐町教育委員会会議を開催し、遊佐町教育委員会所属職員の人事異動発令、遊佐町教育行政の重点目標の承認、要保護・準要保護児童生徒の認定、遊佐町社会教育委員の委嘱についてなどの議案が可決されました。

2、小学校の適正整備について。小中学校のPTA役員を委員とする「小中学校の今後を考える懇談会」の第3回会議を3月21日に開催し、平成29年度以降の児童数及び今後の推移見込みを考慮しつつ意見交換を行いました。平成29年度も会議を数回開催することとしており、新しいPTA役員の意見も踏まえ今後取りまとめていく予定です。

3、学校運営について。3月16日に遊佐中学校の卒業式が行われ、138名が義務教育の課程を修了し、学び舎を巣立ちました。また、3月18日には各小学校で卒業式が行われました。

今年度に入り、4月7日に中学校、4月8日に各小学校の入学式がとり行われ、110名の児童と104名の生徒が新たな環境で順調なスタートを切りました。

5月17日の高瀬小学校を皮切りに、年度始めの経営訪問を実施し、各校の学校経営について指導助言を行いました。

4、コミュニティ・スクールの実施について。今年度、遊佐小学校をモデル校としてコミュニティ・スクールの導入します。第1回推進委員会を5月16日に開催し、6月19日に先進地視察として由利本荘市立矢島小学校を訪問しました。町内の保護者・地域住民向けには、7月8日に文部科学省コミュニティ・ス

クールマイスターの岸先生をお呼びし講演会を実施します。第1回学校運営協議会の開催は9月を予定しております。

5、学校教育施設整備について。学校施設整備に係る工事等では、3月28日に遊佐中学校第2グラウンド物置設置工事が完成し、5月26日には、前年度導入済みの蕨岡小学校を除く4小学校に電子黒板機能つきプロジェクター・スクリーンが納入されました。

6、遊佐高等学校就学支援事業について。遊佐高校支援の会に総額950万円ほどの補助金を交付し、それらを原資として遊佐高支援の会では、3月中に平成29年度入学予定者37人全員に対し、1人当たり7万円の就学支援金を給付しました。今年度の通学タクシー支援については、4月から平田-八幡線と浜中-酒田駅線の2路線、計12名で運行を開始しています。

また、遊佐高支援の会総会を6月13日に開催し、これまでの就学支援を継続し、新たに県外入学者の支援についても今後対応していくことが提案されました。

7、第25回奥の細道鳥海ツーデーマーチについて。平成29年度実行委員会総会を5月9日に開催し、平成28年度事業報告及び決算、平成29年度事業計画、予算案を承認いただきました。6月1日から募集開始を行い、町内外の学校や関係団体など、ホームページやSNS、チラシの送付などさまざまな形で町内外への呼びかけを実施しております。

8、社会教育関係会議の開催状況について。5月22日に社会教育委員会、6月14日にスポーツ推進審議会を開催し、平成29年度事業計画及び「生涯学習推進計画」「スポーツ推進計画」の骨子について審議し、委員の皆様からは多方面にわたりご意見をいただきました。PTAやまちづくり協議会との連携に係る情報共有、研修機会の充実を図り連携体制を構築していきます。

9、青少年育成活動について。5月16日に青少年育成推進員会議を開催しました。新たな推進員体制のもと、夏期巡回街頭指導を初め、今年度の青少年育成事業や地域の動向などについて協議を行い、推進員相互の情報交換を行いました。

10、少年町長・少年議員公選事業について。プロジェクト委員を中心に、4月下旬より順次に各学校における生徒説明会を実施するとともに、第15期少年町長・少年議員の立候補の募集活動を行いました。少年町長には2人の立候補届け出があり、学校の協力のもと、6月5日から7年ぶり少年町長の投票を行い、6月11日に当選証書付与式及び第1回少年議会を開催しました。

11、遊佐町立図書館について。5月29日、平成3年の開館以来、来館者100万人を達成しました。当日は、鉢花と特産品セットの記念品が手渡され、来館者の皆様とともにお祝いをいたしたところです。これからも身近で利用しやすい図書館づくりに努めてまいります。

12、小学1年生への「親子で選ぶ一冊」のプレゼントについて。5月25日の蕨岡小学校を皮切りに、町内5小学校の1年生110名に、親子で選んだ絵本1冊をプレゼントしました。家庭から身近な読書の楽しさを子供に伝えるきっかけづくりを支援していきます。

13、文化財の町指定について。中山、樽川、平津のやさら行事については、これまで映像記録を撮るなど、伝承の手だてを講じてきました。このうち、指定の準備の整った平津の弥皿行事について、3月22日付で、町の無形民俗文化財として指定しました。

14、ユネスコ世界無形文化遺産登録について。政府は、遊佐の小正月行事を含む国内10の重要無形民俗

文化財を、「来訪神：仮面・仮装の神々」という名称で、一括してユネスコ世界文化遺産候補として提案しました。無形遺産の登録のない国の審査を優先するというルールに基づいて、日本の審査が先送りされていたため、再提案となったものです。町では、引き続き、民俗芸能講演会に男鹿のナマハゲを招聘するなど、他の市町村と連携した来訪神行事の保存振興に努めてまいります。

以上です。

議長（堀 満弥君） 以上で諸般の報告を終了いたします。

次に、日程第4、一般質問に入ります。

一般質問における持ち時間は、質問、答弁を含め60分以内であります。質問、答弁とも簡明にお願いいたします。

それでは、あらかじめ質問の通告がありますので、通告順に発言を許可いたします。

11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 壇上からの一般質問を始めさせていただきます。

複式学級とは小学校と中学校で基準が異なりますが、下記の人数に満たない場合に2つの学年で1学級になって、これを複式学級と呼ぶことしております。小学校では、児童数が2つの学年で16人以下の場合で、1年生を含む場合は8人以下であります。中学校では、8人を標準として県の教育委員会がその基準を定めます。教育委員会の学校統廃合・学校再編計画案では、複式学級の回避・解消が学校統廃合を進める理由とされている場合が少なくないようです。

複式学級についても、県の学級編制基準で、小学校で1年生を含む複式学級は設置しないと、国の定める基準よりも引き下げるなど、独自の基準を設けているところもあります。公立小中学校の適正規模は、国の基準では12から18学級だということをほとんどの教育委員会が錦の御旗のように使っております。学校の適正規模は地域が決めるという考え方もありますが、しかし一方で、2015年1月に文部科学省が公表した手引でも、小中学校では一定の集団規模が確保されていることが望ましいとしており、規模について何らかの基準を用いるならば、文科省の手引を最有力の参考資料とするしかないのが現状のようです。国が補助金を出すには基準が必要で、その基準が適正規模と言われるものです。国が定める適正な規模に学校を統合するなら、校舎や体育館など施設整備に補助金を出しましょうというものです。ここで、国が定める適正な学校規模というのが学級数がおおむね12から18学級、通学距離が小学校4キロ以内、中学校が6キロ以内です。つまり国が定めた統合基準に沿って学校を統合するなら、施設整備に補助金を出すという仕組みになっております。適正な規模とされる12から18学級というのは、学校を統合する場合には国が校舎や体育館の建築費の2分の1を負担するというものです。

12から18学級という基準について、当時の文部省局長が学問的・科学的見地から最適であるというのではなく、経験的に望ましいことだと答えております。1958年につくられた義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第4条、12から18学級を適正な学校規模としております。適正規模として基準を定めているのはこれだけです。老朽化したり危険な学校建物を改築する場合の交付金の補助率は原則3分の1です。国は、自治体にとって大きな財政負担となる校舎建設費の補助率を2分の1に引き上げ、財政誘導によって学校統合を促したのです。1970年の過疎地対策緊急措置法で、過疎地域で小中学校を統合した場合には、補助率を3分の2に引き上げる特例措置が設けられました。財政力の弱い自治体でも学

校統合をやりやすい仕組みをつくりました。なお、現行過疎地域自立促進特別措置法では、10分の5.5の補助率となっています。

もう一つは、学校教育法施行規則で、こちらは12から18学級を標準規模として定めております。これは1947年につくられ、1958年に省令改正により条文化されました。第41条、小学校の学級数は12学級以上18学級以下を標準とする。ただし、地域の実態その他により特別な事情があるときはこの限りでない。第79条は、第41条の規定は中学校に準用するとあります。ですから、それぞれの地域でさまざまな事情を考慮して決めればよいわけで、この標準規模に合わせる必要はないかもしれませんが、この標準規模をもとに各種補助金などが算定されるので、行政サイドとしてはできるだけこの基準に合わせたいわけです。なお、1973年通知以降は、このただし書き部分が重視され、学校規模を重視し過ぎた無理な学校統廃合が禁止されました。

2つ以上の学年が1つの教室で学ぶという形態は、世界各国の田舎や開拓地で多く見られたものであります。英語ではワン・ルーム・スクールという概念があり、米国、カナダ、オーストラリア等々の田舎や開拓地で学校自体がそもそも1教室しか持たず、そこに全ての学年・年齢の生徒が入り、基本的に1人の教師が教育を行うということが極めて一般的に行われておりました。日本では、歴史をさかのぼると例えば寺子屋ではさまざまな年齢の子供が1つの部屋に集い、学んでおりました。

結果として、近年の日本では、複式学級は基本的に過疎地などで学校規模が小さい場合に限って行われております。北海道、東北あるいは中国、四国、九州でも山間部や離島などの僻地ではこうした学級は少なくなく、僻地教育の現場には必ずと言ってよいほど存在する学級であります。なお、複式学級は、ドーナツ化現象による都市中央部や造成してから大分年月を経た住宅団地等の学校でも見られます。担任が一方の学年の指導をしているときに、もう一方の学年は自分たちで学びを進めるといった自主的な学習習慣が身につくこともあります。グループ学習をやっているような状態が多いので、自分たちのペースで学習ができる。欠点としては、教師による教育の時間が複数の学年に分散するため、一つ一つの学年に関して言えば、十分にきめ細かな指導をする時間が確保しづらいことがあります。人間関係に関しては、子供集団の規模が余りにも小さいので、けんかやいじめが生じにくい。他方で、人間関係の葛藤を経験する機会に恵まれないことや適度な競争意識を持たせることができない場合もあります。学校によっては、兄弟姉妹のみによる構成の場合もあります。

少子化の急激な進展によって、数年後には吹浦小、高瀬小、藤岡小でそれぞれ複式学級があらわれそうですが、町としては教育委員会の方針としてどのような対応をしていくのでございましょうか。かつて教育委員会としては、複式学級を設置しないことを大前提としておりましたが、現在もその方針に変わりはありませんか。複式学級のメリットとデメリットの双方にさまざまな指摘がありますが、一般的にはデメリットのほうが大きくて、望ましくないとみなされているようでございますが、この点についてはいかがですか。

次に、減債基金とは、普通であれば国債を漸次償還し、その残高を減らすために積み立てる基金と辞書には書いてありますが、国債に限らず地方債にもあります。海外の先進国では、減債基金というシステムはありません。民間の社債では、借りがえをして余裕が出たときに償還するというのが一般的ですが、これは海外の国債でも同じなので、海外の先進国でもかつては国債の減債基金は存在しておりましたが、今

ではなくなっております。しかし、日本では国債・地方債の減債基金はまだ存在しております。

町の減債基金と国の減債基金は性質が違うと考えられます。町が減債基金から返済する予定の債務（借金）はどのようなものがあって、それぞれの借入金利は幾らでしょうか。一方、減債基金は基金であって、預けるときの金利は預ける金融機関と預入期間で違うだろうが、現状の金利はどのようなものでありますか。

以上お伺いして、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） おはようございます。6月定例会最初の質問者であります斎藤弥志夫議員に私から答弁をさせていただきます。

我が町の将来の少子化を配慮しての質問をいただいたものと理解をしております。複式学級の対応と小学校適正整備については、これまでも答弁してきておりましたが、平成27年12月1日に開催した総合教育会議において、教育委員会から地域や学校関係者と協議を開始する方針についての説明があり、地域との合意形成が前提であることを確認をしております。詳細につきましては、教育委員会より答弁をいたさるところであります。

続きまして、減債基金についての質問でありました。減債基金とは「地方公共団体が条例で地方債の償還財源を積み立てるために設置する基金」であり、本町においては平成元年に条例第39条「遊佐町減債基金の設置、管理及び処分に関する条例」によって規定されております。

減債基金から返済する予定の債務につきましては、本町におきましてはこれまで一般会計における地方債の償還財源として減債基金を充てた実績はないのであります。ここ数年は、公共下水道事業特別会計、地域集落排水事業特別会計における下水道事業に係る地方債の償還財源に充当しており、来年度以降も同様の運用を予定しております。

この下水道事業に係る地方債残高は、平成28年度末で公共下水道事業の元金が50億5,000万円、農業集落排水の元金が5億5,400万円、元利、利子も含めれば65億1,400万円となっております。また、借入れ先については、政府資金である財政融資と簡易生命保険、その他地方公共団体金融機構、JAとなっております。

なお、個別の地方債内訳については、平成4年度から28年度借入れのもので、金利については0.01%から早いものでは4.75%の利率となっております。

一方、減債の基金の預け入れにつきましては、期間は1年を基本としており、金利については0.03から0.115%の利率となっております。

また、減債基金については、財政調整基金とともに3月下旬から5月下旬までの資金不足に対応するための繰りかえ運用を行っていることから、一部は定期の預け入れ期間が10カ月弱となっております。なお、繰りかえ運用にする際の利率も、1年の預け入れ利率と同率の0.115%となっております。

引き続き、健全な財政運営を目指し、計画財源を基本としながら年度間における「償還金の平準化」のため、減債基金の活用を図ってまいります。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君）　　たくさんご質問いただきましたので、大分長くなりますが、答弁させていただきます。

複式学級についての考えは、小学校の適正整備とともに、平成24年3月に遊佐町立学校適正整備審議会の答申を踏まえて、平成24年4月11日に教育委員会として「遊佐町立小学校適正整備に関する基本方針」を定めております。

この審議会の答申及び教育委員会の基本方針については、約1年をかけた審議会の議論の到達点として町民の理解が得られていると認識しております。

その基本方針の一つである「遊佐町立小学校においては、複式学級を設置しない。」に基づき、複式学級が生じるおそれのある小学校については、地域や学校関係者等との協議を行い、地域住民の合意のもとに適正整備を進めるということとしております。

教育委員会としては、複式学級解消に係る小学校の統合は、地域の皆さんとの合意が前提であるとしているところであり、総合教育会議においてもそのことを確認しております。

一方で、審議会の答申にありました2つの項目、「複式学級を設置しない。」ということと、西遊佐小学校と稲川小学校が統合して藤崎小学校が誕生しました。もう早くて4年目に入りましたけれども、その後については、町内5校が同時に1小学校として統合することが望ましいとした、この2つを同時にかなえることが今後の課題であると考えております。

将来的に1小学校とする場合には、現在の遊佐小学校がその受け皿となることについては、大方の考えが一致するところと考えております。

先ほどの教育行政報告でも触れましたが、現在昨年度に実施しました「小中学校の今後を考える懇談会」を継続して開催し、新たなPTA役員の意見も聞きながら、方向性が決まり次第、教育委員会としての方針をまとめ、次の段階に進めてまいりたいと考えております。

また、複式学級のメリットとデメリットについてですが、メリットとしては、全部読みます。一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめの細かな指導が行いやすい。2、意見や感想を発表できる機会が多くなる。3、さまざまな活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。4、教師が複数の学年間を行き来する間、児童生徒が相互に学び合う活動を充実させることができる。5、運動場や体育館、特別教室などが余裕を持って使える。6、教材・教具など一人一人に行き渡らせやすい。7、異年齢の学習活動が組みやすい、体験的な学習や校外学習を機動的に行える。8、地域の協力が得られやすい。郷土の資源を最大限に生かした教育活動ができる。9、児童生徒の家庭状況、地域の教育環境が把握しやすく、保護者や地域と連携した効果的な生徒指導ができる。

デメリットとしては、学級数が少ないことによる学校運営上の課題として、1、クラス同士が切磋琢磨する教育活動ができない。加配なしには、習熟度別指導などクラスの枠を超えた多様な指導形態がとりにくい。クラブ活動や部活動の種類が限定される。運動会や修学旅行等の集団活動・行事の教育効果が下がる。男女比の偏りが生じやすい。上級生、下級生間のコミュニケーションがなくなる。学習や進路選択の模範となる先輩の数が少なくなる。体育科の球技や音楽科の合唱・合奏のような集団学習の実施に制約が生じる。班活動やグループ分けに制約が生じる。協同的な学習で取り上げる課題に制約が生じる。教科等が得意な子供の考えにクラス全体が引っ張られがちとなる。生徒指導上課題がある子供の問題行動にクラ

ス全体が大きく影響を受けるなどに加え、指導する側にも課題が生じます。教員に特別な指導技術が求められる。複数学年や複数教科分の教材研究・指導準備が必要で、教員の負担が大きい。実験・観察など長時間の直接指導が必要となる活動に制約が生じる。兄弟姉妹が同じ学級になり、指導上の制約を生ずる可能性がある。教職員が少なくなることによる学校運営上の課題が出ます。ちなみに、2つの学年が1つという複式学級が生じた場合には、担任以外に現在教務主任を務めております級外も一気に2人減員されるという具体的な数字も考えられます。学校運営上の課題が児童生徒に与える影響もあり、一般的には、メリットよりもデメリットのほうが大きいと考えられておるようです。私もそのように理解しております。

以上です。長くなりました。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 小学校のこの複式学級になるかならないかという問題は、この町でも時々議論されることがあるようでございます。複式学級に仮になったとしても、今までと同じような教育効果が達成されるなら余り問題はないのかもしれませんが、教育長の今の基本的な認識の中にもあったように、どうもそのデメリットのほうがメリットよりもいろいろあるようだと、それが普通の考え方ようになっていようです。私も、ネットなんかでもいろいろ読みましたけれども、トータル的に考えてみて、複式学級になると従来よりもメリットのほうが大きいというふうに書いてあるものはどこもありませんでした、実際。

代表的な考え方なのですが、メリット、デメリット、私も少々まとめてみましたので、ちょっと読ませてもらいたいと思います。メリットとしては、子供の学力としては少人数を生かしたきめ細かな指導ができるため、落ちこぼれが少なく、高い学力を目指すことができるということも書かれております。また、学校行事とか対外活動等で一人一人が果たす役割が大きくて、その活動を通して自覚と責任感を高めることができます。子供相互、特に異学年との信頼関係や相互理解が深まるなどが書いてあります。また、教員としては、家族的な学校経営ができると。子供一人一人を把握しやすく、個性や特性に応じた教育活動ができると。また、子供についての情報収集、学校からの情報提供がしやすいということもあります。また、地域としては、学校としては地域の活性化の中心になりやすい。地域文化の発信基地にもなりやすい。学校行事の修正等が容易というようなこともあるのですが、一方デメリットとしては、学力に関しては学級対抗がないなど切磋琢磨する機会が少ない。競争意識が乏しくなりやすい。それから、多様な考えや価値観を持った児童との出会いに恵まれにくい、知的刺激が少ない。合唱、合奏などハ一モ二一のすばらしさが体感できない。人数が少ないため、学習の場で話し合い、運動会、活動の場、発表の場が作りにくいとか、そんなこともいろいろ書いてあるようでございます。また、クラスがえなどもほとんどないわけなので、新たな人間関係を進んで構築する経験ができない。協調性を養う機会が少ない。それから、清掃活動、掃除のとき1人分の作業範囲が広くて大変だ、こんなこともあるわけです。

それから、運動会や学芸会などの行事では、活躍の場は多いが、苦手な子にとっては大変なことになると、いっぱい出なくてはならないので。得意な子にとってはいいかもしれませんが、苦手な子にとってはこんな苦痛なことはないと、こういうことにもなるわけです。それから、全員が参加しなければ活動が成り立たず、この選択ができない場合が多いと。一人一人の子供の選択ができないと。何かにもみんな集中しなければならぬと、強制的にある程度は。そんなこともあるので、余りよくないみたいです。

それから、体育のゲームがダイナミックにされにくいと。もちろんそうだと思います。それから、球技大会などの練習ができずに、チームとしての参加ができない場合があると、こういうことになります。集団でのスポーツ競技、野球、サッカーなどが十分にできない。

それから、教員にしてみると、教師の目が届き過ぎて支援が多くなりやすい。先生が何でもやってあげようになってしまう。それから、教師と子供、保護者がなれ合いになりやすい。人間の数が少ないとそうなりやすいのかもしれないです。それから、授業展開が単調になりやすく、内容が深まりにくくなるというふうなことがあります。いろいろ、それから教職員が出張や病気で欠けることがあるが、教職員が少ないので、補充するのが大変だと、休まれると。こういうこともあるみたいです。それから、クラブ活動や委員会活動など、必要な人数が集まらない。それも、まず余りにも子供の数が少ない場合の弊害だと考えられます。それから、運動会、学習発表会等の学校行事の運営がやりづらい。それから、もっと変なのは、男女のアンバランスが生じやすいということです。女の子が例えば8割もいて、男の子が2割もいないだとか、そういうふうなことが起こりやすくなります。必ずそうなるわけではないのですが、こういうこともあるので、どうも余り学校経営としてはよくないみたいです。

それから、保護者にとっても余りよくないという報告があります、保護者にとっても。例えば遠足やらの校外学習において、バスを利用して行くような場合があるわけです。そうした場合に、数が少ないので、バスのチャーター料はそれに乗る人数が多くても少なくともほとんど同じなわけです。ところが、人数が少ないものだから一人一人の負担額大きくなると、こういうことも指摘されております。こうなると、課外活動とかそういうどこかに出かけて行って研修するというようなことがやりにくくなると。結果、そういうことも起きてくるのではないかと考えられます。それから、保護者が学校関係で何かを協力しなければならぬような場合もあるわけです。例えばプール当番などです。この場合など、しょっちゅう当たると、プール当番で。だから、保護者の負担がふえるというふうなこともあるようです。それからまた、安全、安心な登下校を考えると、集団が組みにくく、これまた保護者に依頼する部分が大きいと、こういうふうなことも指摘されております。ですから、ただ単に子供たちの数が少ないと子供たちにとってだけ無理な形が生じるのではなくて、学校の先生にとっても大変なことが多くなるということです。それから、PTA関係といいますが、保護者の皆さんにとってもその負担しなければならない部分が大きくなるということも言えるようであります。そんなことから考えますと、どうもメリットを中には強調する人もいますけれども、デメリット、その欠点のほうがどうも目立つような形になると。それは、我々も前からそういうこともいろいろ資料など渡されて読んではきていますけれども、やはりそういう事情は前も今も変わらないわけなので、どうもよくないことばかりが目につくようだということになるようでございます。

それで、教育長も、教育委員会も複式学級を設置しないのだということを今も大前提にしているようでございますけれども、これからも変わらない方針なのかどうかです。

それから、複式学級は設置しないということを町民の皆さんに、特にこれから入学する子供を抱えている家庭の皆さん方にとっては大事な話になるのではないかと思いますけれども、町民の皆さんの理解を100%得られているのかどうかです。複式学級を設置しないということについて、町民の皆さんの理解を100%今の状況で得られているという状況であるのかです。

また、私はどちらかといえば、もし現状で得られていないようならば、それは得られるように教育長初め役場の関係者が私をもっともっと努力すべき事柄だと思いますけれども、いかがでしょう。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） お答えいたします。

こういう数字で100%かゼロ%、これはあり得ないわけで、むしろ6：4、7：3のときにどうするかと、そこでやはり審議会等も含めて合意形成というのはそういうことだと、100%ということは私は人間の世界である限りあり得ないということをまずこれはお答えしておきたいと思います。したがって、100%の努力は私はむなしいと思いますので、それはしませんけれども、先ほど来申し上げて、その先に一歩進めたらどうでしょうかというニュアンスも受け取れますので、そのことは教育委員会として受けとめたいと思いますが、いずれにしても審議会の再度設置を含めて、町民の合意形成を図って前に進めていったらどうでしょうかというご提案とも私は受け取めさせていただきました。もちろん複式学級の解消ということで西遊佐小学校、稲川小学校が統合したという、藤崎小学校が誕生したという4年前の実際の動きがあったわけですので、それも当然大きな参考になるかと思えます。

100%は難しいとお話ししたのは、今ちょうど遊佐町の教育委員会で第2次の教育振興基本計画策定進めておりました、保護者を中心にしたアンケートをとっております。そのデータを申し上げますと、これこういう質問の中です。少子化の急激な進行に伴い、町内の小中学校が小規模化していく、これは厳然たる事実、複式学級という文言は使っておりませんが、このことについてどう思いますかと。そのことにつきまして、望ましい、どちらかといえば望ましい。どんどん子供の数が減って、メリットがあるという中身がございましたが、その方が小中学校の保護者の割合で23.9%。望ましくない、どちらかといえば望ましくない59.5%、約6割、わからない、無回答が16.6%。したがって、保護者の意識としても、相当数の方々がやはりどんどん少子化が進んで学級なり学校の規模が小規模化していくことは好ましくないと考えている方が大半を占めているということ。それから、教職員、保育士等、幼稚園、保育園もございましたので、小中学校の教員にもアンケートしておりますけれども、望ましい、どちらかといえば望ましい16.4%。逆に、望ましくない、どちらかといえば望ましくない70.7%、わからない、無回答が12.9%ということで、保護者も学校、保育園、幼稚園等を運営している教職員の皆さんも、このような考えであるということもいただいております。

皆さんご存じのように、5月1日号ではわかっている、昨年度の出生した児童の、子供の幼児の数も載せまして、こういう状況になれば複式学級になるのですよ、可能性がありますよということは、データで町民にもお知らせしておりますので、代表として先ほど来お話ししておりますように、直接子供と今子育てにかかっております幼稚園、保育園の保護者も含めて、今年度はPTAの懇談会を2回ぐらいかなと私は思っておりますけれども、昨年度の検討していただいた懇談会の意見を集約しておりますが、それはまだ今年度の分が未開催でございますので、我々はデータとして持っておりますけれども、それは今回は表に出しませんけれども、そういうものを踏まえて町民の合意形成、審議会の再設置も含めてということで、まとめて教育委員会として進んでいきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思えます。

以上でございます。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 西遊佐と稲川は、複式学級はしてはいけないと、地域の皆さんのそういう合意形成がかなり私は円満に進んだ地域であったと思います。どっちかという、複式学級でもいいのだというふうな話をすると、袋だたきに遭うような地域だったので、とてもではないけれども、そんな話にさえできないところだったと思います。それは、決して悪いことではなくて、そういうふうに教育はあるべきだというご理解を皆さん方がしてくれていたと、私はそのように考えているのです。

ですから、ただこれから高瀬、吹浦、藤岡とある、何かもう何年かすると複式になりそうなところが出てきますので、その地域も例えば西遊佐や稲川のそっちの地域のように複式学級にすべきではないのだと、そういう考え方に円滑に移行できるような状況にあるのかです。あればいいのですけれども、もしそうでないような状況だとすれば、それは教育長なり、教育関係の皆さんから努力していただいて、もう少し丁寧に説明をしてもらったり、やっぱりこれは本当でない、複式は。意見を誘導するわけでもないのですけれども、そういう形にいろんなところで講演とか説明なりをしていただいて、日ごろからそういう活動のようなものをできるだけしていただきたい、このように考えるのですが、いかがでしょう。

議長(堀 満弥君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) 先ほどお話としてちょっと逃したことがありましたので、大人の立場、保護者の立場もいろんな意味で窮屈になっているという、町のPTA連合会活動していましたが、資金的にも、組織的にもどんどん狭まってきたものですから、酒田と連合で総会、結集会という動きはもう3年前だったと思いますけれども、やっておりますので、子供たちだけでなく、保護者、親の立場もやっぱり少人数化するというところでいろんな制約ができていくということ、これは親の立場というご意見ございましたので、私も同感で見えております。

そして、もっともっと積極的に打って出なさいという声、推進しなさいという声とお聞きしました。先月の末から今月の始めに町政座談会も行いました。その際も、各地区でデータも示しながら、今きょう答弁しているような、時間が少なかったのも、もうほんのポイントしか言わなかったわけですが、特別異論も出ませんでしたし、質問も出なかったと。西遊佐地区若干出ましたけれども、それも逆に進めてほしいというご意見の方のご質問だなと受けとめましたけれども、ほかの地区でも年配の皆さん、あらゆる立場にある方が主に集まられたわけですが、教育長、いや、さっさと進めてくれといった声も、帰りがけに言われる方もありましたので、もちろんその声全てではないと思いますので、100%ではないという理解もしながら、やはりある程度のPTAの声なり、地域の方がそういう方向に行っているという認識も持っておりますので、先ほど申し上げましたように、審議会の再設置を含めて、町民の合意形成ということを進めながら次に進んでいきたいという、こういう教育委員会の思いがございますので、どうか議員の皆さんからもいろんな角度で情報提供なり、ご意見を賜ればと思います。

以上です。

議長(堀 満弥君) 11番、斎藤弥志夫議員。

11番(斎藤弥志夫君) 私も、いろいろ複式については今ちょっと述べさせてもらいましたが、どう考えても保護者にとっても負担が大きくなる傾向もあるし、複式学級になると。教員にとっても、負担が大きくなる場合のほうが多いというふうなことがあるので、また教育を受ける子供たちにとっても、複式はどっちかといえば余りよくない面があるので、やはりそこはそうならないような方向で努力してい

ございましたので、安心はしましたけれども、ただこれはイロハのような話なのですけれども、財政その返済している借り入れに対する金利があるわけですね。それから、今のマイナス金利などと言われている時代なので、それを基金として基金を預金のような形でどこかに積み残しておいても、それに対する利息といいますが、それは微々たるものなわけです。ですから、できればそういう金利負担があるところできただけ早く、減債基金というものがもしある程度積み立てがあるならば、早く返済したほうがよいのではないかと思うのです。そうしないと、返済するために基金を持っておくけれども、その預けている金利は幾らもないのに、ただそういう形をつくっているのだということになるのではないかと思うのですけれども、その辺です。

ですから、減債基金のその積立額というのはどのくらいか、ある程度適正な水準というものがあるのではないかと思うのです。借りている分もあれば、今積んでいる部分というか、その辺についてはどんな考え方なのでしょうか。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） まず、今低金利時代でありますので、何ぼでも過去の高金利の借財を繰り上げて償還したほうがいいであろうというのは、誰しもそう思うところであります。ところが、政府系の資金借り入れにつきましては、繰上償還をしてもそこに係る利子が軽減できないという仕組みになっているのです。何のメリットもありませんというふうな、非常に政府からの厳しい条件がつけられているというふうなことで、そのようになっていない。

ただ、一部縁故債と言われている、いわゆる市中銀行から、この管内の銀行から借り入れしている分につきましては返済をして、その高金利分の利子軽減を図る。あるいは、年度間の返済額の平準化を図るといようなことは可能でありまして、それを先ほど申し上げましたとおり主に8月に明らかになったところの、今で言えば28年度の繰越剰余金の2分の1程度をそのような形で充てさせていただいているということ、これもひとつ制度の仕組みでありますので、ご理解いただければというふうに思います。

全部に答えましたか。すみません、以上です。

議長（堀 満弥君） 11番、斎藤弥志夫議員。

11番（斎藤弥志夫君） 今課長の話で、政府系から借りているものは、全部返したとしても高金利のまま返済しなければならぬので、慌てて返しても何のメリットもないという非常に硬直した金融制度のもとでの返済を強いられているという話のようです。それは、そういうのはある程度やむを得ないということになっても、縁故債、地元の金融機関から借りているような部分である程度の高金利のものももしあったりすれば、ぜひその辺から早目に返済していただければなど、そういう運営をしていただきたいということを申し上げまして、私の質問は終わります。

議長（堀 満弥君） これにて11番、斎藤弥志夫議員の一般質問を終わります。

5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） おはようございます。第507回定例会においても2番、松永議員が質問しておりましたが、私からも今回質問したいと思います。

1点目、児童・生徒の通学体制はということで、遊佐町総合発展計画（第8次振興計画）の将来像の3つの中、一番に子供たちに夢をとということで、今後は学校を核に「地域全体で子供も大人も育つ」を合い

言葉に地域の教育力向上を図り、子供たちの夢を育む町づくりとして「コミュニティ・スクールの構築」を進めていくと伺っております。

町には、5小学校と1中学校があります。児童・生徒数は29年4月現在で891名と聞いております。少子化・人口減少が進む中、その大切な、大切な子供たちが安心・安全に登下校できる環境をつくることは町・地域社会において不可欠であると思われれます。小学校においては、それぞれの地区学区ごとにボランティアによる見守り隊・スクールガードや地区住民が野良仕事や散歩をしながら気配り・目配りをしてきています。それに集団登下校の実施で地域ぐるみ、町ぐるみで安全・安心な登下校の体制はほぼできているようです。統合などの理由により一部スクールバス通学ですが、ほとんど徒歩通学のようなようです。

暑い夏、厳しい冬、どんな天候であろうと、子供たちは当たり前のように元気に歩いて学校に行きます。その当たり前ができないのが大人で、歩くことのすばらしさを子供たちから教えられる昨今であります。

一方、中学校の登下校はどうだろうか。歩いて、自転車で、家族の車で、スクールバスと多様であります。とりわけ、送迎の車の多さに脅威さえ感じるとともに、生徒たちが事故に巻き込まれないか心配するところですよ。

通学方法としての校則とか行政指導はどうなっているのか。なぜ家族での送迎が多いのか。学校や行政は、机の上だけでなく現場もしっかり把握しているのか、振り返りも必要と思われれます。スクールバス通学4キロメートル以上とざっくりとなっているのも問題ではないのか。その上、敷地の一画、スクールバス車庫の奥に除雪機格納庫も建設予定と伺っております。スクールバス、乗用車など、除雪車も出入り口が一緒と思うが、安全対策はどうか。

世の中、環境も変化し、車社会、核家族化の進展、気候の変動など社会が変わっております。人口減少により子供たちを気にかける住民の目も薄く、通学路沿いには空き家なども目につくようになりました。少子化により集落に1人しか児童がいないとか、登校は集団ですが、下校が心配という声も聞こえます。今まで事故や事件はなかったから、ずっと昔から、ずっと前からこのように来たからこれからもということには当てはまらないと思います。通学体制の見直し、スクールバス利用の見直しなど必要と思われるが、所見を伺います。

2点目、町の行政職員の状況は。平成29年度町の一般職員採用は、ゼロと伺っております。町民の財産と安全、安心・快適な暮らしを守るために、また多様化する現代社会において、行政職員の仕事は増加傾向にあります。行政機能が円滑に進み、町民が生き生きと幸せに暮らせる町づくりをするために職員配置は重要と思われれますが、大丈夫か、現状を伺って壇上からの質問といたします。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、5番、土門勝子議員の質問でありました。通学体制の見直し、スクールバス利用の見直しが必要ではないかという質問について所見を伺うというような質問でありましたので、第1問目は私から壇上で答弁させていただきます。

遊佐町の小学校のスクールバスの運行につきましては、昭和53年に杉沢小の蕨岡小への統合、同年の白井小の遊佐小への統合に伴い、遠距離通学に配慮して2路線で運行されるようになりました。

その後、平成5年の新遊佐中学校の開校に伴い、スクールバスが大規模な形で導入されましたが、遊佐中開校当初の乗車基準は、中学生は通年6キロ以上、ただし冬季は4キロ。小学校は、通年4キロ以上と

いうものでありました。

平成18年度には、全国的に児童・生徒が被害者となる事故が多発したことや、豪雨の影響などのため、乗車基準の見直しを行い、中学生は通年4キロ以上、小学生は通年3キロ以上に改正をしております。

平成21年度には、区長会長・PTA会長・学校長・役場関係者等の31名によるスクールバス適正利用検討会を3回開催し、「小中学校児童生徒のスクールバス乗車方針」として取りまとめたところであります。

その結果として、バス利用に関する基本的な考え方として、小学生は道のりで通年3キロ以上、中学生は道のりで通年4キロ以上。基本的には通学路の道のりで判断するが、各集落単位で乗車を認めることとしております。

けが等により自転車での通学が困難な場合や、安全上必要と判断される場合など、その他の特例として必要な場合は、学校長と教育委員会とが十分協議の上認めることとしたところであります。

その後、町営バスが廃止されたことに伴い、平成25年11月からバスの運行管理を教育委員会で担当することとなり、バス時刻表を小中学校のカリキュラム主体に改めておりますが、バス乗車に当たっての距離などの基準は、この方針に従い現在に至っております。

今後も、必要に応じて「スクールバス適正利用検討会」等を開催し、児童生徒の安全・安心な通学体制の整備に努めたいと考えております。

土門議員からは、「校則はどうか」という質問もいただきましたが、「遊佐町立学校の通学路の指定に関する要綱」により、校長が通学路及び通学方法を毎年、年度当初定めるものとされております。

したがいまして、中学生の場合は、集落から学校までの距離により、バス通学の者と自転車または徒歩の者と分かれるわけですが、悪天候時などで保護者の送迎が多いことも事実であります。

これは、決して好ましいことではなく、中学校でもなるべく車での送迎を控えるようお便り等で呼びかけているようですが、なかなか改善されないというのが実情で、特に部活動のない月曜日の雨の日は、送迎の車が集中しているようであります。

また、除雪機格納庫につきましては、18台格納予定ではありますが、冬期間はそれぞれの路線に便利な場所に移動されるため、予定されるこの格納庫から出勤予定の重機は三、四台となり、当然除雪作業は、通常深夜から朝の7時ころまでに完了いたしますので、登下校の時間帯と重なることはほとんどないと予想され、安全対策に支障はないと考えております。

しかしながら、少子化が想定を上回る速度で進んでおりますので、学校の適正整備とも関連し、将来1小学校になるときは、スクールバス全体の運行体系の見直しが必要であり、基準距離等について再度検討会を開催して協議を行ってまいります。

続きまして2問目は、町の行政職の状況という形で、職員体制に対する配慮の質問をいただき、大変ありがとうございます。平成29年4月1日現在の職員数は151名で、10年前の平成19年4月時点に比較して20人ほど減少しています。特に合併協議離脱後の平成17年から比較すると、40名近くの職員が減少しております。

今年度採用は、行政職では採用がありませんでしたが、保健師が1名であります。これは、法改正に伴う福祉関係での有資格者の配置や今年度以降の保健師の定年退職の状況等から採用を決めたものであります。これにより、今年度の職員数は前年度と同数、151名になっております。

しかし、町民ニーズは多様化してきており、毎年新たなニーズもふえます。新制度や制度改正への対応など、職員からは日々頑張って業務をこなしていただいているところであります。

人口減少による業務の減少、電算化による業務の効率化はある程度は見込めるものの、今のところ業務の減少、ましてや職員数の削減につながる状況ではないと考えております。

適正な職員数については、類似自治体との比較も参考指標となりますが、それぞれの町の置かれている状況、政策推進のための行政体制の持ち方、住民サービスの内容、公共施設の数、町民ニーズなどを勘案して、現在の職員及び課・係の配置状況となっております。

今後とも、各部門において町民ニーズを把握し、サービスの低下を招かないように対処していく必要があると考えております。健全な行政運営が行えることを前提として、人員配置や組織機構の見直しも含め検討、研究していきたいと考えております。

以上であります。

議長（堀 満弥君） 教育長。

教育長（那須栄一君） 全く質問の内容と関係ないのですが、校則はどうなっているかというご質問ございましたが、校則というのは、生徒会を中心にした学校内あるいは校外での生徒自身の生活のありようの決まりでありまして、この場合スクールバスの運行とか、その辺には校則というのはちょっと意味合い違っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。これ、生徒同士の生活に関する決まり事が校則ということでご理解いただきたいと思っております。

あと、2問目以降は課長が答弁します。

議長（堀 満弥君） 5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） ただいまの答弁で、スクールバス適正利用検討会という会があるのは初めて知りました。どういう人員で構成しているのか、後で教育課長からお聞きしたいなと思っております。

基準、距離等について再度検討会を開いて協議していくという前向きな答弁でして、ありがとうございます。小学校児童の皆さんが地域住民に見守られながら元気で徒歩通学は、ほほ笑ましい光景であります。ただ、通学路沿いに空き家や荒れ地が見られます。人よりもカラス、イタチ、キツネ、タヌキなど鳥獣類がすんでいるのかわかりませんが、たまに飛び出してきます。かわいいのですが、菌を持っておりまので、心配です。また、カラスも、高い木の上に子供を産んで育てます。すると、子供や高齢者、弱い者に対して攻撃してきます。実際うちの大きいおじいちゃんも、帽子をとられたことがあります。このようなこともありますから、何かいい方法があればなと思っております、ないと思っております。

また、稲川地区で月光川河川改修工事が行われていることから、楸島や江地の集落の一部の子供たちが小学校通学路でありました江地橋撤去のために、江地の小路というのか、車1台ぐらいしか通れない道路を今通っております。楸島のほうは、小学校8人ぐらいですが、中学校も7人ぐらいおります。江地にもおります。農繁期になると、そこをトラクターとか農業の車がいっぱい通ります。江地橋がこの前庄内支庁さんから来て説明いただいたのですけれども、この先完了が5年先になるか10年先になるかめどが立たないような状態でありますので、このような状態で何年もこれから先この通学体制でいいのか、この辺課長から同じ稲川でありますので、お聞きしたいと思います。よろしくお願いします。

議長（堀 満弥君） 5番、土門勝子議員への答弁を保留し、午後1時まで休憩いたします。

(午前11時50分)

休

憩

議長(堀 満弥君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。

(午後1時)

議長(堀 満弥君) 5番、土門勝子議員への答弁を保留しておりますので、佐藤教育課長より答弁をお願いします。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) 休憩前のご質問にお答えをいたしますが、土門議員からのご質問については、これまでの通学路が撤去される前の旧の江地橋を通りまして、玉龍寺の脇に行って通学をしていたわけでありまして、その旧江地橋が撤去された関係で、新江地橋を通りまして県道十里塚遊佐線に出て学校に行くというルートに変更になったと思われまして、そのために、集落内の約100メートルぐらいだと思っておりますけれども、狭小な道路を通るという状況になってございまして、この件については、旧の江地橋が撤去されたときに集落の区長さんからご要望がございまして、子供たちが安全に通れるように、通学路につき危険注意というような看板を立てるといことで教育委員会のほうでは対応してまいったわけでありまして。

昨年度その看板を設置させていただいて、これまで苦情が出ておらなかったわけなのですが、本日土門議員のほうからそういうお話がございまして、費用対効果も考えますと、どうしてもその旧河川の埋め立てが終了すれば、その上に道路ができるということでもとの通学路が復活をするわけでございますけれども、今のままで新しい道路をつくるわけにもいかないわけでありまして、現在はまずは何年後かになるかわかりませんが、その道路というか、旧河川の埋め立てが終わるまでは何とか、我々も注意はいたしますけれども、集落の皆さんからも注意をしていただきながら、町のほうでは遊佐町通学路安全推進会議等を行って子供たちの安全な通学には注意をしておりますので、今後もそういったご要望がございましたら、その中には道路管理者等も含まれておりますので、一緒に検討してまいりたいと思っております。

議長(堀 満弥君) 5番、土門勝子議員。

5番(土門勝子君) 教育課のほうのいい知恵をよろしく願いいたします。

それでは、中学校のほうに行きます。年間を通して通学状況を見てみると、春、夏よりもやはり秋、冬になると迎えの車が多いようです。駐車場もいっぱいになり、道路にも並びます。25年前あの中学校が建ったころは、こういう光景は見たことがなかったのですけれども、時代の流れかなと私見ております。前は、当たり前のように徒歩か自転車で通っておりましたが、現在は何かお迎えの車が多いようであります。下校時になりますと、一斉に学校から生徒たちが出てきます。歩いて帰る生徒、自転車で帰る生徒、あるいはうちの車に走って向かう生徒、スクールバス車庫に向かう生徒と、もうすごい混雑になります。秋、冬になりますと。すると、それに先ほど町長の答弁では、除雪車の格納庫は日中出入りしないから大丈夫、危険でないよと言っておりましたけれども、日中出る場合も私何回か見たことがあります。そういうこともありますので、気をつけていただきたいなと思っております。私が思うには、通学距離が2キロ以上、

4キ口の通学バス利用のすれすれの子供たちの家族が迎えにくるのではないかなと見ております。この辺を少し見直せば、緩和はなるのかなと見ております。

多分中学校の先生たちも、現場というか集落を言ってもわからないと思います。例えば4キ口以上がバスと言っておりますけれども、私のところによく来られます岩川千本柳、岩川という集落があるのですけれども、その父兄からも遠いのですと来ます。ええ、遠くないですよと私言うのですけれども、あの千本柳に坊主新田というところがあるのです。教育課長よく知っていると思います。その坊主新田というところからも、中学生が3人くらい通っておるのですが、自転車通学なのです。ざっくりと岩川は自転車ですと言われても、坊主新田というところから自転車だと大変ですよと言われてましたので、私実際自転車で学校に行きました。そうしたら正規の道路、県道40号ですが、ツルハのところに出て、正規の大きい道路を走って自転車で学校に行ったら、5力所の信号を走って、5力所です。走って40分かかりました。私の速さです。帰りは、農道を走って近道を走ったら、ちょっと7分ぐらいは少なくともかかりましたけれども、4.2キ口ありました、はかってみたら。そういうところもあつて、蕨岡でいえば石辻に四ツ興野がくっついているという感じ。そういうところもあるので、ざっくりと岩川はバスではないですよ、自転車ですよと言われても、その辺少し考えていただければと思います。

私遊佐に、役場に来るときによく光景見るのですけれども、岡田尻引があるのです、遊佐地区に。その岡田尻引に限りなく江地のほうに近いところに3軒ぐらいあるのです、うち。移住してきた人たちが多分住んでおられます。そこから、小学生も中学生もいるのです。遊佐十里塚線、あの路線は何本もバス通っているのです、中学校のスクールバス。だから、ああ、ここで1人おろせばいいのにねと思って見ておりました。そういうところも大きい、ざっくりと何々集落ですよというのにかなり離れておる集落もあるので、その辺もやはり机の上、地図だけで見ないで、少しその辺も考えていただければなと私は思っております。実際に走ってそのぐらい、行くときは4.7キ口ありました、正規の道路、5力所信号走って。だから、その辺も考えていただければと思うし、送迎できない家庭環境にある子供もおりますので、同じ大切な町の子供でありますので、この辺も考えていただきたい。自分の体は自分で守ることも大事であります。歩くことも大事ですが、スクールバスの運行を見直すことでその辺も少しは緩和になるのではないかと思います。10年一昔とよく言われますけれども、このスクールバス体制基準なつてから18年ですので、10年は過ぎております。見直す時期に入っているのかなと思っておりますけれども、この辺を課長の答弁をお願いします。

議長(堀 満弥君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) お答えをいたします。

今のご要望につきましては、隣村でもありますので、何とかかなえたいという思いはございますけれども、まずはスクールバスの運行状況、その台数とあと乗車の子供たちの人数もございまして、そういった運行ルートの見直しとかも必要になってくるわけでございます。もし今後ますます少子化が進んでもっとも乗車人数が少なくなりそうでありましたら、その辺は4キ口周辺の子供たちも一緒に乗車させることは可能だと思いますけれども、将来的にといいますか、小学校の適正整備の関係とスクールバスが何台必要かという大きな問題もございまして、それらと一緒に今後考えていかなければいけないと思っております。

ただ、以前水上と下小松のほうは、冬期間小さいバスでありますけれども、乗車できるようになった経過もございますので、その辺は冬期間に限っては乗車できるようにするとか、いろいろ条件も考えながら検討してまいりたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） 答弁ありがとうございます。

何か教育長と目と目が合いましたので、坊主新田という集落から今度天気の良い日に教育長さんも自転車で1回通ってみたいかがでしょうか、その辺をお願いします。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 今ちょっと即答は控えたいと思っておりますけれども、坊主新田もよく、あれ坊主なの

ですが、坊主新田と言っているわけですが、坊主なのですか。

（「坊主だ」の声あり）

教育長（那須栄一君） 坊主新田でなくて坊主新田、初めて理解しましたので、その辺も含めながら、課長のうちの近くでもありますので、天気の良い日に役場にも自転車あるかと思っておりますので、ひとつ頭の中に入れておきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） ぜひ自転車で通ってみたいと思います。

それからもう一つ、教育長のほうにお聞きしたいのですが、27年の9月議会に松永議員の答弁に、小学校が3.6キロも歩いているのだから、中学校も歩いてはどうでしょうかという答弁がありました。私のお願いしているのは、スクールバスを通して甘やかしてではないのです。現代社会においてどうしようねということを質問しているので、教育長さんは今もその考えは変わらないのかどうかお聞きいたします。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 先ほど岡尻に近い江地集落、あるいは坊主新田とか、個別な具体的な例を挙げていただきまして、例えば秋、冬季はどうでしょうかとか、あるいは3.6キロという具体的な児童生徒の例があって、前の段階で課長が答弁しているのだと思っておりますけれども、個別に見ればいろいろな物差しの尺度が微妙なところがたくさんあるのだと思っておりますので、その辺はまた課長もかわりましたので、新たな思いで、私も自転車で1回歩いてみたらどうですかというご提案もいただきましたので、その辺も含めて、そして子供の数は確かに減っているのですから児童生徒がもっと多い時代、もっと遠距離、白井新田6キロあった子供たちも、ましてやあそこはすごい200メートル以上の勾配ですよね。それでも、年間行き来しておったのだと思っております。その時代の子供たちがたくましいとか、今の子供がそうでないとか、そういうことではなくて、やっぱり車社会の動向も変わっているのだと思っております。

その辺、ただ議員のお言葉にもありましたように、子供がやっぱり1回乗せてしまうと、これどうしてもああ、次もとなったら、中学生一番元気なところでありますので、元気で丈夫で体力もあって、頑張っ

ていけば通える、そこをでは今度こうになったから乗っていいとか、そうではなくて、やっぱり親御さんにとってはいや、うちのは自分で、自力で学校に行くという気持ちを大事にしたいし、そこはもちろん安全には十分配慮して、ヘルメット着用とかそういうことも含めてうちの子供は歩かせたいのだと、自転車で通わせたいのだという思いの保護者もおりますので、そこは一人一人のお考えもあるのだとは思いますが。個別の状況も違うようですので、その辺私は自転車で1回体験することを頭に置きまして、具体的には課長を中心に少し整理してみるということによろしいでしょうか。

議長(堀 満弥君) 5番、土門勝子議員。

5番(土門勝子君) この件、しっかりと受けとめていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

2点目に入ります。職員数は、昨年度と同じ151名と先ほどの総務課長の答弁でした。健全な行財政運営は大変大事なことでありますが、町民の皆様へのサービス低下につながるの心配してお聞きいたしました。足らざるは足す、多様化する行政の現代の仕事です。この辺も、もう少し職員のことも考えていただきたいなと私の思うところであります。

通告とは少しずれますけれども、職員数に関してです。今各まちづくり協議会では、事業の実施計画をやっております。その実施に向けてもそうなのですけれども、計画のときから各まちづくりセンターのプロジェクトの数によって職員数も配置、1人ずつ地域担当、地域応援団という感じで担当職員を配置しているようです。ざっくりと言って6地区ありますので、もし一つのまちづくりが3つのプロジェクトをつくったとしたとなれば、三六、十八の18名もそっこのほうにも少し業務がかかります。その辺大丈夫なのでしょうか、その辺企画課長のほうにお聞きいたします。

議長(堀 満弥君) 堀企画課長。

企画課長(堀 修君) お答えをいたします。

今役場の職員から地域の担当ということで地域担当職員を導入させていただいております。これは、文字どおり職員からの手挙げ方式でございまして、職員、職場で命令を出すというわけではなくて、あくまでも職員がみずから手を挙げて地域の担当をするということになってございますので、それぞれの地区で人数は異なっているという状況でございます。今現在も、今年度も新しく任命しましたけれども、今資料持っていないけれども、各地区3名以上はいる状況になってございます。

議長(堀 満弥君) 5番、土門勝子議員。

5番(土門勝子君) 稲川をとってみますと3名でしたので、全員男性職員でした。この辺も、女性職員も入ってもいいのかなと私は思いました。なぜならばというと、各まちづくりセンターに防災倉庫つくりました。まだないところもありますけれども、その防災倉庫の業務です。備品とか備蓄、あれ有事の場合その担当職員が管理するのですか。それとも、誰が管理するのか、その辺ちょっと私ひっかかりましたので、お聞きいたします。総務課長。

議長(堀 満弥君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) ただいまのご質問の前に、先ほどの職員の業務体制の人数が不足しておるとい状況の中で、町民サービスの低下につながっていないかといったご懸念に対しましては、土門議員が役場で肌で接していることかなと思っているのですが、職員のこの働きぶり、それから町民の反応、そう

いったところでもうかがい知れるところではないかなと。サービス低下に至っているという状況はないというふうに我々は自信を持っているところでございます。

それから、ただいまのご質問につきまして、各地区に防災倉庫を27年度から整備をさせていただいて、そして順次その中に災害備蓄品、備品、消耗品を整備をさせていただいております。3カ年で整備を図ったわけですが、遊佐地区と西遊佐地区の備蓄につきましては今年度整備をして、全地区納品に至ったという状況でありまして、その管理につきましては、やはり一番現場に近いところというようなことで、地区のほうにお願いをしております。地区というのは、一言で言って地区となりますが、まちづくり協議会であったり、消防団であったりというようなことでお願いをしております。

なお、毎年の防災訓練、避難訓練のときに、そういった備品、消耗品を活用して訓練をしていただくという、随時消耗品では食材関係であれば消耗品を消耗していただいて、順次また補充していくというふうな計画にしております。地区とその都度協議をしながら、備品の内容についても、そしてこれからの補充についても計画的に進めていく予定でございます。

以上です。

議長（堀 満弥君） 5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） まちづくり協会の職員に聞いたら、役場のほうから来て管理するのだと思いますということでしたので、多分私はこの地域担当職員がその管理をして、有事の場合備品、備蓄を皆さんに分けてやるのかなと思ったのですけれども、違いましたね。そういうことだと勘違いしていました。だから、そのためにも女性職員が1人いてはどうでしょうかということをお聞きしたのでありますので、私のそれは勘違いということですね。まちづくりセンターの近い人が管理すると。会長か職員か、役場から職員が行くのでなくてということですよ。総務課長。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 倉庫の設置、管理、そしてその内容物につきましては、一義的には町の管理下に置いておりますが、有事の際はこれ地区に鍵も預けておりますので、先ほど申し上げたとおり協議会あるいは消防団あるいはその設置しております当該集落のほうに、これも地域と協議の上のような形で管理をし、そして有事の際に出動を図っていくかというようなことをその段階で相談した上で配備させていただいておりますので、決して協議会がうちのほう関係ないよというような状況にはない、共通理解はいただいておりますが、なお今年度も今月から年度まだ時期は定まっておらない地域もありますけれども、いろんな形で共同の訓練の場、あるいは学習会の場持っておりますので、その場で再確認をしていきたいなと思います。決して町づくり担当職員にそれをこちらからお願いしているということはありません。そういう状況にあります。

以上です。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） それでは、先ほどの質問にちょっと追加させていただきたいのですけれども、女性の地域担当職員というお話がございましたので、今名簿をいただきましたので、お答えをいたしますと、たまたま稲川地区については女性の方はいらっしやらないのですけれども、各地区1名ないし2名、全部で6名の女性の方々から地域担当職員を担っていただいているという状況でございます。

議長（堀 満弥君） 5番、土門勝子議員。

5番（土門勝子君） あってはならないことですが、もし有事になった場合のために、誰が何をするかきめ細かに、いつでもすぐ行動できるように決めておく必要があると思いますけれども、そのことをお願いいたします。まちづくりセンターに頼んでいるとか、職員が行くとか、そういうあやふやな考えではなく、しっかりときめ細かに決めていただく必要があると思います。

町民が不安や不便と思わないような業務をしていただき、みんなが笑顔で幸せと思える町づくりをするような職員配置にしていきたい、私はそう思いますので、町長にもよろしくお願いいたしまして、私の質問は終了させていただきます。答弁をお願いします、町長のほうから。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） 確かに職員数は、かつてから見れば本当に20年間の間で50人以上減ったのか。かつては、私も議会議員でしたので、非常時を想定してふだんの人員配置をしているのではないかという形を申し上げたことがありましたけれども、合併離脱後の状況で見ますと、今はもう少ない人数だなという思いです。

ただ、かつて我が町では町民100人に1人の職員数で何とか回していこうやという話がした経過がございましたけれども、今実は人口でいくと1万4,000人台という中で、職員が151人という形なので、果たしてその町民100人に対して1人の職員という根拠がどうであったのだろうかというところが、私も余りその議論したことなかったものですから、今の町としてやっぱりそれぞれの住民サービスするには、最低限このぐらいの必要だよねということをもう一回課とか係とかも含めれば見直す時期に来ているのではないかなと思っています。ちょうど平成16年の合併離脱からことしで13年目迎えるわけですが、15年ぐらいの間にそのような、果たして100人に1人という根拠はどうだったのかという検証等も含めて検討していかなければならない、このように思っております。

議長（堀 満弥君） これにて5番、土門勝子議員の一般質問を終わります。

3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） 時田町長は、3期目の就任に当たっての4月の広報で、遊佐町のような小さい町は、チャレンジし続けないと生き残れない時代になったと、そうコメントされておりました。走り幅跳びで例えれば、ホップ、ステップ、ジャンプとよく表現されることがありますが、私も議員になって2年ほどになりますが、時田町長は当時からジャンプのまま町政に果敢に取り組みされてきているのかなと、そのように思います。今後とも着地することなく、ジャンプのまま頑張っていただければと思ひまして、一般質問をさせていただきます。

平成28年度末に、「遊佐町公共施設白書」並びに「遊佐町公共施設等総合管理計画」が公表されました。

作成された背景には、平成26年に総務省から管理計画の策定をするよう各自治体に要請があったと理解をしておりますし、県も同年に「県有財産総合管理基本方針」を策定されております。

本町の総合管理計画の対象施設は、全ての公共施設とインフラであり、現状を更新した場合の財政シミュレーションも行われ、今後40年間で公共施設投資に必要な価格は約448億円が不足するとの試算もされています。

維持管理面においては、町民生活や町民の安全の確保などから、絶対不可欠な投資をしようとするもの、

例えば除雪や経年変化などによる道路の補修などと、手を加えることによってその投資効果があらわれるものと2つに大別されると思っております。

ただ、その両方に共通するのは、「行政サービスの維持向上を目指すこと」と、かつ「財政面の負担の軽減を図る」ことであると、そのように考えます。

「遊佐町公共施設白書」では、今後の人口減少が公共施設の管理に影響するとし、施設管理方針の見直しが必要であるとしております。

本町の人口ビジョンでは、43年後の平成72年に8,000人規模の人口を維持する計画としており、第8次振興計画の基本フレームでも、約10年後の平成38年の人口は現在から約2,000人が減少し、財政規模も約75%とする計画とされております。

総合管理計画では、公共施設の耐用年数年度が平成30年代に集中して到来するものが見受けられます。そのような背景から、次の3点について質問をいたします。

1つ目は、現有する財産について、今後の人口動態などから、廃止や統合を含め更新するのが早急に明確にすべきと考えますが、どう検討されているのかをお伺いいたします。

2つ目は、統合や更新をする施設については、長寿命化を図ることが必要かと考えます。例としては、平成25年3月に「遊佐町橋梁長寿命化修繕計画」が策定されました。125の橋の管理について、平成25年から34年の10力年の年次計画が示されています。計画期間の折り返し点であります現時点での橋梁長寿命化の進捗状況についてお伺いします。

あわせて、橋梁以外に長寿命化の対応事例があれば答弁をお願いいたします。

3つ目は、財産の有効活用も積極的に進めるべきであると考えます。PFI事業は、平成11年に関連法律が制定されまして、実施に係る基本方針も過去2回ほど見直しがされております。

本町でも、昨年度その事案がありました。同事業は、公共施設等の整備と財政健全化の両立を図る上で大きな役割を果たすものであり、評価できる事業であると私は考えます。本年度も追加募集をしている状況にありますが、その現状と今後についてお伺いします。

「遊佐町まちづくり基本条例」の制定から10年が経過しました。条例では、町民は町づくりの主体者であり責任もあると定義されており、町長も先ほど言いました就任の挨拶の中で、「町づくりの主役は町民である」とも述べられております。

同条例では、各まちづくりセンター単位に町づくりを推進する組織を設置、自主的な町民自治の強化に努めるとあり、一方で町民は集落を基盤とし、町民自治の基礎をなす自治組織を形成すると定義されています。

先ほど述べました公共施設白書を見ますと、私の住む高瀬地区は、2010年度に2,613人である人口が、2060年、50年後には半数以下となる1,269人と想定しています。もしその状況になった場合、集落、各地区どこが行政運営にも限界が生ずると考えるのは私だけではないと思います。

今後の町づくりでは、集落内ではともに助け合う、共助し合う「地のつながり」と、まちづくりセンター単位の自治組織では「志のつながり」が「核」になろうと考えます。

主役の意味合いでよく使われる「ファースト」という言葉が最近ありますが、本来は「一番とか最初」という意味と思っておりますし、私が言ったこの件につきましては、連携を意味する「町民コネクション」

とでも名づけたいと、そのように考えます。

それで、民生費予算には地域支え合い体制づくり事業が計上されているほか、総務費には地域、集落、町民で組織する自主的な団体が行う事業を支援するための事業「きらきら遊佐マイタウン事業」が創設から約23年が経過していますが、事業実施で見ますと単年度補助が基本であると理解しております。

次のことについて質問いたします。

1つは、「きらきら遊佐マイタウン事業」の実績について、町民への情報を提供する意味合いから、多くの町民が見られるような、例えば秋の文化祭などの場での展示や紹介、研修事業などは、発表の場へつなげる企画などもあっていいのではないかと考えます。今後につながる「地域づくりプラン」が仮にあった場合、それを町が認定した計画などは、複数年にわたって町が支援するなど、同事業を拡充する検討はできないものでしょうか。

2つ目は、同条例の31条に、町はこの条例の施行後5年を超えない期間ごとに、この条例に規定された事項が遊佐町の町づくりの基本方針と適合しているか町民とともに検討しなければならないとありますが、10年目の節目でもありますので、その経過について質問をし、壇上からの質問とさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、3番、菅原和幸議員に答弁をさせていただきます。

人口減少が進む中での公共施設の今後のあり方という大きな第1点目の質問でありました。公共施設等の老朽化対策に関しては、国及び地方公共団体にとって共通の課題であり、厳しい財政状況のもと、効率的、効果的な対応が求められております。

国は、平成25年にあらゆるインフラを対象に「インフラ長寿命化基本計画」を策定し、インフラ老朽化対策を推進してきております。

一方、平成26年に総務大臣から全ての地方公共団体に対し、公共施設等総合管理計画の策定要請があり、本町におきましても昨年度末に計画策定が完了し、公表を行ったところであります。

本計画は、厳しい財政状況が続く中で、今後人口減少などにより公共施設等の利用需要の変化が予想されることを踏まえて、公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点を持って、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担の軽減・平準化、公共施設等の最適配置を図ることを目的とした計画であります。

計画の対象となる施設は役場庁舎、小中学校、文化施設やスポーツ施設などの全ての公共施設と、道路・橋梁・上下水道施設などのインフラで、平成28年度から平成37年度の10年間を計画期間としております。

国からは、さらに平成32年度ころまでに個別施設ごとの具体的な対応方針を定めた「個別施設計画」の策定が求められており、個別施設計画には、点検・結果によって得られた個別施設の状態や維持管理・更新等に係る対策の優先順位の考え方、対策の内容や実施時期を定めるものとされており、公共施設等総合管理計画との整合性を図り、地域や町民のニーズを酌み取りながら進めてまいります。

次に、橋梁長寿命化修繕計画の進捗状況についてであります。町が管理する橋梁の修繕につきましては、平成22年度から23年度にかけて行った橋梁点検の結果をもとに、平成25年3月に策定した「橋梁長寿命化修繕計画」に基づき実施しております。

大規模修繕となる西浜橋については、社会資本整備事業を活用し、平成25年度より着手し、来年度完成

をめどに修繕を行っております。また、床板橋等の小規模な橋については、道路維持工事予算を充当し、これまで10橋を修繕済みであります。

前年度において第2回目となる橋梁点検を実施したところであり、この点検結果を踏まえ修繕計画を精査し、引き続き橋梁長寿命化事業を推進していきたいと考えております。

橋梁以外の長寿命化の対象施設として、遊佐町と八幡をつなぐ「綱取隧道」が対象となります。綱取隧道につきましては、平成25年度に第1回目の点検を実施しておりますが、その段階では大きな損傷箇所がなく、現在は経過観察を行っております。

トンネル点検についても、5年に1度の点検義務があることから、来年度に第2回目の点検を予定しております。

また、町有財産の有効活用についてであります。遊佐町民間活力賃貸住宅建設促進事業は、未使用町有地を50年間民間に安価で貸し出し、アパート等を建築し管理まで行っていただくという手法であり、若者の住むところを確保したいという町の課題解決に民間資金を活用した例としては、これからの考え方に沿うものと考えます。

平成28年度に遊佐保育園前の町有地の借地契約を行いました。8世帯分の木造2階建てアパート1棟が完成し、今年5月から30代の若者を中心に入居の希望があり、現在は満室になっていることと伺っております。

今年度も、同所において新たな借地契約を募集しており、さらなる事業の進展が期待されております。

2点目の質問でありました。「住民主体の町づくり」の支援についてということでございますが、遊佐町は、遊佐町の自立の推進と確立を目指すことを目的として、平成10年6月1日、条例第12号により遊佐町まちづくり基本条例を整えておりました。町の将来的な問題について地域や集落、町民で組織する自主的な団体が行う事業に対して助成を行い、「参画と協働」の町づくりを進める一環として「きらきらマイタウン事業」による各種助成も行っております。

これまでは、一度助成を受けた団体につきましては、2回目以降の助成は対象外としておりましたが、「参加と協働」の町づくりをより推進するため、同種事業での助成は除き、助成金の交付については、回数制限を設けないことに平成28年度から要綱を改正し、対応しております。

例年10件程度の団体に対し助成させていただいておりますが、その多くは、集落公民館の改修といったハード事業・コンサートの開催・民俗芸能団体の備品整備等といったものとなっております。

ご提案いただきました実績の情報提供につきましては広報、ホームページでの募集の際に前年度実績ということで掲載し、制度の周知を図りたいと考えております。

また、調査研究事業等成果があらわれるまでの年数を要するものについては、この事業の活用だけではなく、より有利な他の補助事業の活用や新たな助成制度の創設も必要ではないかと考えております。

この調査研究事業につきましては、地域課題への対応という観点からすれば、地域と各まちづくり協議会で情報共有しながら今後の地域における新たな課題解決事業として取り組んでいただければと考えております。この場合においては、主に地域活動交付金で対応していただくこととなりますが、当初予定していなかった事業を年度途中で計画・実施する場合には、追加で地域活動交付金を交付した事例もございますので、地域内でも地域課題への対応について、協議・検討していただければと思っております。

まちづくり基本条例に規定された事項の検討といたしましては、現状では地区まちづくり協議会がまちづくりセンターを活動拠点施設として、より自主性の高い任意団体として広範なまちづくり活動に取り組んでいただくことに伴い、平成23年3月に「遊佐町協働のまちづくり指針(第2版)」を策定し、平成27年6月には「まちづくりセンター体制の総括について」ということで、まちづくりセンター体制に移行してからの課題の整理を行ったところであります。

このような状況の中で、住みよいまちづくりを地区の将来像を描き、取り組むべき目標・指針を定めることを目的とした、地区ごとの「まちづくり計画」の策定に平成25年度から取り組んでいただき、現在では、3地区で策定されております。

まちづくり計画を策定することにより、地区の目標が明確となり、取り組みの到達度を検証する指針ともなるため、計画策定は、総合的に事業を進める上で非常に有効なものと考えております。

この計画の策定に際しましては、地域活動交付金とは別枠での財政的な支援、アドバイザー・地区担当職員の派遣といった人的支援をさせていただきます。現在未策定の地区におきましても、同様の支援をさせていただきたいと考えております。

以上であります。

議長(堀 満弥君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) それでは、一問一答で質問させていただきます。

質問に入る前に、ちょっとある事例を申し上げたいと思います。昨年の春のことです。先ほど私維持管理では安全とか町民の生活を守るという部分申し上げましたが、実は昨年の春皆さんが知っている中山の桜並木から東山へ行くいろは坂みたいな道路があるのご存じだと思いますが、そこを走っておりましたら上から車が来まして、私はちゃんと左側通行で行ったのですが、びっくりしたのがブレーキかけたらすつと滑られて、ちょっと私のところまで来たのです。ところが、見ますと春なものですから、当然前の秋の落葉した杉の葉とかいろいろあって、大変滑りやすい状態でした。そのことをちょっと役場の担当のほうに申し上げましたら、すぐ対応していただいて、きれいになりまして、実はことしもやっていないであろうと思って見に行けば、もう完全にきれいになっておりまして、私も維持管理とか経験したことがあります。やはりお金かけて目に見えない維持管理というのは当然ありますので、その辺ちょっと一つの例申し上げますが、やっぱりパトロール等を実施して管理していただければ、そのように思いました。

それでは、早速質問をさせていただきますが、いろいろこのことについて調べてというか、勉強していたときに、一つの規程の名前が出てきたところであります。1つが平成17年の年に設定されました町有地等有効活用検討委員会設置規程というのがありますが、この中に第1条の目的のところ、普通財産の処分について云々という字句がありますが、この普通財産の処分に含まれる内容というのは、どのような内容があるのかというのが1点目と、この委員会規程にあります。開催状況等わかれば最初に質問させていただきます。

議長(堀 満弥君) 池田総務課長。

総務課長(池田与四也君) お答えをいたします。

この委員会につきましては、平成17年に立ち上げて今現在に至っているわけですが、その規程のネーミングのとおり、町有地等有効活用、要は遊休町有地を活用に向けていきたいと思います。そのための検

討する内部会議でございます。ここで管轄しております物件につきましては、今現在18件ほどございます。ただ、ご案内のとおりその中で旧天狗森スキー場の一部は、太陽光発電事業者に貸し付けておったり、それから旧ゆざ交通の跡地につきましても、PFI事業で活用に向けてきたといった状況下にあります。もう既に対象から外れて、つまりこの処分というところにもかかわってくるわけではありますが、旧白井小学校の跡地につきましては、集落の藤井に売却をさせていただいたり、あるいは役場前にありました会議センターにつきましても、解体をしてその跡地を集落のほうに払い下げをしたり、あるいは青葉台の住宅団地についてもこの範疇にありまして、10年くらい塩漬けの状態にあったわけではありますが、11区画分譲できないでいた部分を9区画ほどもう既に成約、売却にまで至っていると。残り2区画というふうな状況に向けてきたというものであります。

念のため、処分という意味合いにつきましては、特段町の例規、この普通財産の処分に関する諸規程のもろもろあるわけではありますが、その中に具体的に定義されているわけではございませんが、要は譲渡あるいは交換というふうな意味合いも含めてということになるかと思えます。その譲渡の中身もさまざまありまして、売り払いあるいは譲与、無償譲り渡し、あるいは減額譲渡といったものがその中身になっていこうかと思えます。もちろん貸し付けといったものの中に入れてこようかと思えます。

以上です。

議長(堀 満弥君) 3番、菅原和幸議員。

3番(菅原和幸君) ちょっと時間があるから先に進ませさせていただきますが、今のことについては、当初予定していたことより意外と多いのだなということを改めて理解をさせていただきました。

次に、橋の長寿命化の進捗状況、先ほど答弁いただきましたが、けさの一般行政報告、副町長からあった中身見ましても、西浜橋とあと広畑橋がやっている、そのようなことでございましたし、私はそこだけにしか集中していないのかなと思ったら、10橋ほどほかにやっている、そういうことを理解したところでございます。はっきり言えば西浜橋、私が小さいとき部落水泳なんかで行くと木の橋があつて、かなりの水位で大水来ると上がったりののですが、ちょっと調べましたら52年の年にコンクリート橋になったようで、140メートルほど。ちょうど53年の年に月光川ダムが竣工したはずですので、それ以降意外と水害も減っているのかなと、そんな感じで理解しておりますし、一応先ほど社会資本整備総合交付金で西浜橋等は補修やっているところもございますので、もうちょっと答弁がつつちやい答弁かなと思ったら、意外とやられているということで、ちょっと次につながる質問頭で考えながら今やっているところでした。

次に、では進めさせていただきますが、管理計画で財政シミュレーションで今後40年間で公共施設投資に必要な金額が448億円ほど不足するということがございましたが、これは一定の基準で見直しというか、検討された内容だと思えますので、今後一定額を投資することも当然必要であります。縮減をするためにも一定の投資が必要であろうと考えます。それで、先ほど答弁にもありましたとおり、統廃合ありきではなくて、機能集約とか複合化というようなことを含めて施設の全体の保有量を縮めていくといいますが、そういうことを目指していくということの内容もありました。それで、あわせて進んでいくのは人口減少がでございます。それで、先ほど申し上げました公共施設白書を見ますと、昭和55年、1980年ですが、約2万人ほどいた人口が2015年で1万4,000人ほど、約6,000人ほど減っていると。かつ8,000人にまで下がるという見通しで今立てておりますが、そうしますと、人口減ることによって今の施設が過剰になるという

見方も出るかと思えます。今でさえ1万4,000が8,000人になれば、同じ施設持っていれば、それだけ重荷になるということも当然考えられるわけでございます。

それで、いろいろ質問しますが、最初に言っておきたいのは、財政が健全なうちにやれるものはやっておくべきかなと、そういう趣旨で質問させていただいております。憲法では納税の義務ありますが、地方自治体で徴収する税金には県民税、町税がありますし、これは当然均等割、所得割で課せられていくわけですが、15歳から65歳までの生産年齢人口が減っていけば、それなりの税収も当然減るということは想定されます。ただ、最近遊佐町では太陽光が来年か再来年稼働ということと、吉出のほうで飲料会社があるお酒をつくるという報道もされました。そうすれば、固定資産税の償却資産に対するいろいろ税収は入ってきますが、それも免除が終わって4年目からは一定額入ってくると思うのですが、一定の額であってふえるものではないのではないかなと、そのように考えます。それで、27年度の予算の約87億円のうち町税が約13%くらいということのようですし、自主財源は総額の4分の1、あと4分の3が依存財源というようなことで白書のほうにも載っているようでございます。それで、地方交付税も当然ありますが、消費税も地方消費税分8%のうち1.7%がたしか民生費のほうに特定した使い方で返ってはきますが、どう考えても財政というのは余り広がるものではないのではないかなと思っております。そんな中、第8次振興計画見ますと、各年度において維持補修費に9,300万円ほどずっと毎年見ているようですが、そのうちの93%は大体一般財源から支出をしているようです。いろいろくどくど申し上げましたが、先ほど前の方の質問の際、財政のことを質問された方いらっしゃいますが、私は517回の議会の際に、財政状況は健全な財政ではないかということで申し上げて、その回答を得た中でありました。先ほどの総務課長の答弁にも同様の発言ありましたので、先ほど申し上げましたとおり、人口が減って行って借金も減ってもらえばいいのですが、これは経験あります。減りませんので、財政力のあるうちに先ほどの総合管理計画であるような事業は早目に手を打っていくべきかなと、そのように考えますので、積極的に対応していただくということで、長々やりましたが、ここで何か総務課長や町長、所見があればお伺いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） ご指摘のとおり、町の第8次振興計画の今後10カ年を見通した財政フレームにおきましても、10年後の歳入目標を66億円というふうに見ております。ご案内のとおり、今年度の当初予算は76億9,200万円でございますので、単純に比較をすると10億円減少していくと、暫減していくというふうに見ておるところでございますが、財政規模は縮小しますが、財政が悪化するというものはまた異にしているというふうに捉えております。規模が縮小していく中でいかに健全財政、財政の基盤の安定化を図るかというのが我々のというより町長の手腕かなというふうに思っておりますが、そのようになるように努めていきたいというものでございます。

壇上でのご質問の中にもありましたとおり、とにかくこの計画は長期ビジョンでございます。そして、基本的な方針というようなことでうたっておるわけで、その一つの考え方が菅原議員がおっしゃるとおり、手を加えることで投資効果をあらわすといった考え方、つまり長寿命化、長もち対策であります。メンテナンスを手抜きすることによって、そのことが将来にツケを回して先送りコストがかさんでいくというようなことはしない。つまり計画的にメンテナンスをしていくというのが一つにあるかと思えます。

それから、今現状の施設の中でも若干その状況があらわれてきておるのですが、やはり社会のニーズに、

あるいは町民のニーズに合わなくなっているものもあるかと思えます。利用者が低減していつているというものもあります。これは、老朽化しているという部分、それでその分機能的にも十分でないということの裏返しでもあつたりするわけでありますが、ではそこを単純に建てかえという形をとるのかといった場合、その辺は利用者との利用者状況、機能状況に鑑みまして、新たな施設、この機能のすぐれたところに誘導していくというようなことで、言葉で言えばスクラップ・アンド・ビルドの考え方、スクラップというものも今後しっかりと当てはめていく必要があるのではないかと。もう既に第1期の実施計画の中にも、そういった計画を入れ込んでいるものもありまして、この公共施設等管理計画に先行する形で解体工事を進めるといふか、計画化しているものもございます。

あと、今後のことにつきましては、長期計画を定めました。これからは、29年度から5カ年のうちに施設ごとの個別計画を定めていくという段階に入っていくわけございまして、先ほど町長から述べていただいたとおり、その一番のいいモデルは、役場庁舎の改築かなというふうに思っております。ここの詳細な説明は次の質問ございまして、これだけにさせていただきますが、役場の庁舎改築といったところではまずその個別計画づくりに着手していきたいというふうに考えておりました。

以上です。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） それでは、財産の有効活用という部分の視点で進めていきますが、行政が管理する施設を民間に活用して管理した場合、当然行政はスリム化、先ほど役場の職員の話も出ましたが、そういう部分にもつながっていくと思えます。一つの例が指定管理者制度、約10年ほど条例化してから成るようでしたが、それが1つあるかと思えます。あとは、民間や民間事業者の視点を持っていろいろ管理していただくと。先ほど言ったPFIの旧遊佐中学校のところの事例、そういう場合、公共施設管理者のほうからいけば最小限の投資で一定の大きい効果が得られることはあるのだということ考えます。それで、先ほど壇上で言いましたとおり、積極的にやるべきではないかと。遊休土地があればの話ですが、そのように考えます。

それで、ちょっとつなげて質問行きますが、実は5月15日の広報ゆざのお知らせ号に、遊休ビニールハウスを探している方という記事がちょっと載っておりました。探しているということで載っておりました。これは、あいている園芸や育苗ハウスを貸していただきたいという内容のようで、農業振興係のほうで載せた内容のようですが、本町では農業の法人化がほぼ固まってきたといいますが、格好ができてまいりました。ただ、話を聞いてみますと、高齢化なることによって、これから農業を継続するにも若干不安があるという方がやっぱり近所の方は入っているということがありました。それで、法人に委託をするということにつながるわけですが、私517回で農業に関することの質問をさせていただきましたが、受けるほうにとっても、直まきしない限りやっぱり春の育苗の苗づくりが一定のネックになるのかなという感じにしております。それで、一つの例としてお聞きしたいのですが、酒田の例で農事組合法人ファーム北平田、北平田小学校の敷地を多分賃貸で借りていると思うのですが、そこにハウスを建てておりました。ちょっと新聞見て、わざわざそこに行って確認したら、立派な施設ができておりました。今後例えば遊佐町でそういう施設をつくりたいという法人等が出てきたときに、そういう酒田市の例のような対応が、例えば町有財産が遊休あつた場合に限りませんが、そういうことが可能なかどうか。はっきり言えば、行政が

入れば公証役場と事業用借地権の設定とかというのは要らないと思うのですが、当然借地借家法の事業用定期借地権すれば、両方ともそれなりに50年間は一定の管理体制ができますので、有効だと思うのですが、ちょっと農業法人等にそういうことが可能かどうかをあえてここで質問させていただきます。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えいたします。

今町では、普通財産を43区画、43団体に貸し付けをしております。その事例にありました形態での賃貸借形態での貸し付けがあるかというものをざっと見たところなのですが、同様の形のものは今現在ではそういった貸し付けはないようであります。一般論になりますが、もちろん普通財産に限られるわけでありまして。公有財産のうちの行政財産、普通財産、そしてまた行政財産には公の施設とあるわけでありまして、その中の普通財産の処分の要件に照らしたとき、これは遊佐町公有財産の取得管理及び処分に関する規則にあるわけでありまして、その処分することができるという要件、これに照らしてこれまでも先ほど申し上げた43物件につきまして、貸し付けを有償、無償でしてきたという事例がございますので、この事項に6項目あるわけでありまして、これに照らして貸し付けがなされると。できるかできないかということであれば、この事項に問題なければ、整合性がとられておれば貸し付け、もちろん経済団体のこの経済活動のためのものであるということであれば、有償での貸し付けという形でできると思います。ただ、内容、その目的をもう一度吟味してということになるかと思いますが。

以上です。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） 一応43団体ほどあるということで、ちょっとこれが財産の交換譲与、無償貸し付けに関する条例だと、無償貸し付けも可能であると書いてあるのです。ちょっと時間の関係でここは省略をさせていただきます。

それでは、この項の最後なのですが、実はこの質問準備した段階で、過去の議会の議事録等いろいろ見せていただきましたが、497回の議会で壇上にいます堀議長が施設の維持管理のあり方ということで、旧菅里中学校の体育館の管理や取り壊しについて質問をされておるようでした。はっきり言えば自分も巣立った母校ですので、大体状況わかりますが、当然かなり屋根もさびついたり、耐震構造もなっていないと思うのですが、もしああいう施設が取り壊したとき、グラウンドも含めればかなりの広い面積にもなりますので、勝手に言えば遊佐パーキングエリアタウンとかという施設もできますし、私も中学校のときあそこ海まで走ってトレーニングしたこともありますので、例えばキャンプ場とかコテージをつくるかということも一つの選択肢であろうかなと、そのように思いますので、今後とも活用についてはいろいろ検討していただきたいと思います。

それで最後は、町のことでないのですが、ちょっと1点だけ述べさせていただいて、実は一昨日洗沢川の河川敷地内の草刈りの共同作業というのありまして、私もちょっと出たのですが、洗沢川はご存じのとおりかなり暴れ川でして、前非常に氾濫したと。それで、例の桜並木のところは、河川事業のおらだの川という事業でやりまして、その上流部は堰堤が8カ所か9カ所ぐらい河川砂防課でいろいろ計画的にやった状況があります。実は、その作業見ていますと、堤防はいいのですが、真ん中のところが残っている。というのは、石があって危なくて刈れない、そんなことも言われました。それで、そういう状況もありま

すが、今後いろいろな機会を捉えて県のほうに要望等あるかと思うのですが、実はその上流で升川の途中から待坂橋ということなのですが、その上流は林なのか川なのかかわからないくらい、もう雑木が川原の中に繁茂しておりますので、災害防止の点からいろんな機会を捉えて町のほうからも声を出していただきたい。

あわせて、ちょっと皮肉っぽいことを申し上げますと、同じく直世の菅野の地区に県道用地取得したところがあります。きょうわざわざ見に行ったところかなり荒れていますが、中に松の木が何本か、ちょっと私より高いくらいのやつが植生をしておりますので、皮肉を込めて言えば、松くい虫がつかないうちに撤去していただければなど、そのように思っておりますので、要望のほうお願いしたいと思います。

続きまして、次の項目のほうに移らせていただきますが、地域づくりに関することでございます。私の集落、先ほどありましたとおり、伝統行事やさら人形というのがあって、4月4日の日にやられております。ことしは、平津のほうの指定の文化財になったようですが、先ほど壇上で言いましたとおり、今後2060年には高瀬の人口が約1,200人しかいなくなるという推計を先ほどの白書のほうで出されておりました。ちょっと傍聴席に集落の方いるかどうかわかりませんが、自分の集落の出入りをしない、あくまでも今のいる人が今後何年間ということとしますと、一定の今の規模の半分くらいまでやっぱり減るのかなという言い方悪いのですが、そんなことは推測はされました。今からそんなこと考える必要ないとか、いろいろ誰かがうまくやってくれるのではないかということあるかもしれませんが、やはり人口減少が進んでいけば消滅に近い状態になる集落も出てくるのかなと、そのように思います。そうすれば、行政のほうも対応する限度が出てくるといいますが、そんなことがあろうと思います。それで、人生60歳とか言われましたが、昨今日本老年学会で、昨年90歳以上は超高齢者、65から74歳は準高齢者とか位置づけした後、政権与党のほうでもまた100年時代を見通したいいろいろ動きがあるようです。ですから、先ほどまちづくりセンターのいろいろ事業等紹介いただきましたが、ここで申し上げたいのは、あくまでもいきいきマイタウンとか地域支え合い体制づくりは、そのハード事業が中心のように理解をしておりますが、そういうものを拡大をして、将来人口減ったときにどういうことが必要なのか、今やれることは何なのかという議論を各まちづくりセンターのセンター長さんあたりを中心に議論を深めていただいてもいいのかなと、そう思って今発言させていただいております。

先ほど3地区は地域づくり計画ができたということでしたが、たしか私の住んでいる高瀬はまだだと思っておりますので、そういうことも含めて、まして今度高瀬は遊佐町の玄関になるインターチェンジもできますので、先ほど統廃合の話出ましたが、もしあの小学校が空っぽになったらどう使えばいいのかとかということも含めていろいろ題材はあると思っておりますので、大変あっち行ったりこっち行ったりしましたが、もし企画課長、ご答弁あればひとつお願いしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 堀企画課長。

企画課長（堀 修君） お答えをしたいと思います。

住民の皆さんが主体となつての未来についての意見交換は、まさしくその地域課題の把握、解決、そして本来の意味での住民主体の地域づくりへの第一歩になるのではないかとこのように考えているところであります。企画課と、それからまちづくり協議会とは毎年1回施設経営訪問という形で各まち協さんと意見交換をする場を設けております。内容は、協議会の運営に関する事、それから事業の企画等について、

そしてセンターの施設管理について、あとその他いろいろな形で話し合いをして、意見交換をしております。それらをまとめて、後日の役員会で報告、検討しまして、それぞれのまちづくり協議会で参考にしてまちづくりの計画事業に役立てていただいております。将来に向けた課題ということで、各まち協さんからは産直等、それからコミュニティービジネスの観点から指定管理者制度の導入ができないかだとか、あとフリーマーケット、それから極端な話居酒屋までできないのかという等々の意見をいただいております。地域商店の廃業等に伴う課題ということで、それぞれ多岐にわたって話し合いをしているという状況でございます。そういった課題を解決して、よりよいまちづくりを進めるために町づくり計画の中にそれらの課題を盛り込んでいただいて、解決に向けて町民と主体となって進んでいくということになるわけでございますので、それぞれの町づくり計画を中心に事業を進めていただきたいというふうに考えております。高瀬のまち協についても、これから計画をつくるわけでありまして、その辺を含めた形で計画を策定をしていただければというふうに考えております。

議長（堀 満弥君） 3番、菅原和幸議員。

3番（菅原和幸君） 大体答弁の内容でわかりました。理解はさせていただきます。

それで、はっきり言って高瀬の住民ですので、区長さんなられている年代が一定のそろっている方あります。それで、今の3月、4月で退任された方も、何かやりたいということを言っているということで、センター長のほうから聞いたことがありますので、そういうせっかくやる気のある方々がいっぱいおりますので、ぜひとも進めていきたいなと、そのように思います。

ただ、おじいちゃんクラスになりますと、息子のことは聞かない。孫のことは聞くというような年代でもありますので、実はあえてここでこんなことを申し上げましたのは、先日遊佐高校の支援をする総会の最後に例の県外からの受け入れの関係で、公益大の特任講師の中原浩子先生が最後に挨拶されておりました。それで、今中原先生は、地域遊佐のブランド協のほうと去年から連携してまして、今町内の施設をいろいろ回っているようです。そういうこともあって、できれば先ほど言った事業がもし可能であるならば、最近「週刊東洋経済」が実施した本当に強い大学の2017では、公益大が教育力では文化系で1位になったという記事もありましたので、もし可能であれば地域づくりに詳しい先生もいらっしゃいますので、そういうところと連携をとって進めていただければなと。

それで、最後になりましたが、最後のまとめとして公共施設関連のことについてきょう質問させていただきましたが、やはり本当に必要とされるものに絞って今後の建設や維持管理等を進めるべきであろうかなと。それも、財政がしっかりして健全なうちにある程度早目に手を打って積極的に進めていただきたいと思いますということが冒頭に言ったとおり私の質問の趣旨でございます。そういうことも最後に申し上げまして、私の質問は終わります。

以上です。

議長（堀 満弥君） これにて3番、菅原和幸議員の一般質問を終わります。

2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） この時間は、遊佐小学校で本日文化庁主催の「カルメン」というオペラが終わるところでございます。私の一般質問は、全くそちらのほうとは違う雰囲気なのですが、気持ちは明るくやっていきたいと思っております。

今年度の研修先としまして、私は5月15日から19日まで滋賀県琵琶湖近くに拠点を置きます全国市町村国際文化研究所を選び行ってまいりました。北は北海道、南は沖縄まで、自分のふるさと、地元を、日本をよくしたいと強い意志を持つ地方議員が54名一斉に集合いたしました。寝食をともにして1週間、地方自治制度や地方議会制度の課題・地域課題解決の取り組み・分権時代の地方議員に期待されていることや地域の個性が未来に世界で輝くためになど、多岐にわたって学んでまいりました。言わずもがな、私は住民の皆様の大事な負託を受け、この場に立っているわけです。日々の活動を通して、遠い滋賀県で学んできたことを土台にし、町が少しでもよくなるよう、町民の皆様のよりよい暮らしにつながるよう、一般質問をさせていただきたいと思っております。

1つ目は、我が町唯一の県立高校で創立90周年を迎えた遊佐高校の2018年度からの県外受験生受け入れについてです。手前みそでまことに恐縮ではございますが、私の先代がつくったお店も創業100年近くになり、創立90周年になります遊佐高校生さんが毎日お店の前を掃除しておりますと、朝な夕なに通りがかります。「おはようございます!」「こんばんは!」と元気に挨拶をしてくださいます。はつらつとした若人にパワーをいただく毎日でございます。もし遊佐高がなくなったら、この活気もなくなるのかなと日々思いながら生活しております。私も、遊佐高校支援の会皆様や町の皆様同様、微力ながら遊佐高存続を心から応援していきたいと思っております。

しかしながら、先日5月27日付の新聞報道にて「入学者が減少傾向にある中、同町、遊佐町は一度レールから外れてしまった首都圏の子供たちの再チャレンジの場にしてもらいたいとし、さまざまな事情で高校に通うことが難しくなった首都圏の生徒らを積極的に受け入れる方針。地域を挙げて生徒を受け入れ、定住促進にもつなげる考えだ。」と報道されましたが、我々にもわかりやすいように、今大事なときにいま一度県外から受検できるように規制緩和されたことに対するコンセプト、基本概念と考え方、プロセス、過程をお聞きしたいと思います。付随して思春期を迎えるティーンエイジャーの多感な時期の子供たちを、大事な子供たちを首都圏から受け入れるに当たっての下宿先や食事のお世話、お弁当は、病気のときは、自転車で転んだときのエマージェンシーはという予想できる点についての対応と受け入れる側の学校側との連携についてもお聞きいたします。また、新年度適用ということですので、受け入れるに当たっての現1、2年生である在校生やそのご父兄側へのフォローは十分であるかお聞きします。

2つ目は、災害時に一番重要なベースキャンプとなる庁舎の建てかえについてです。町民の安心・安全を守る屋台骨である新庁舎建てかえの取り組みや移行期間の知恵を使った改善策については、慎重なところは慎重に、迅速であるべき点はあくまでも迅速であるべきだと思います。過去の東日本大地震での学びを忘れず、万が一の天変地異のときにこのメインの行政が庁舎として活躍する場所が何かがあった場合にはパニックに陥り、町の機能は全てストップしてしまうということを忘れてはいけません。どちらにしても、今から幾度でも、何度でも丁寧に議論を深めていく必要があると思いますので、以下の点について現時点での町側のお考えをはっきりとお聞きいたします。

1つ、子供の数が激減して空き校舎出現も予想されますが、そのあいた校舎を利活用してリノベーションして新庁舎として活用するお考えはございますか。

また、一部の町民の方々からは、八福神の跡地を利活用するのはどうなのかしらという声も上がったりしております。6次産業に使うという手もございませう。

2つ目、建てかえするまでに、町民の方々に利用しやすい庁舎に少しでも近づけるため、今ある役場の各課の表示をもっと大きく目立つように工夫したらどうでしょうか。よい参考にしたい例といたしましては、県立日本海病院のエントランスに入ってすぐの受け付け業務をするフロアの表示改善はとても参考になると思います。何々課の文字がご年配の方にもすぐわかるように、今の我々の役場の表示のおよそ8倍から10倍くらいの大きさで天井から大きくリフォームされております。また、お色も識別されており、可視化強調し、そういう発想を各課ごとにくっきりと色分けするというアイデアはいかがでしょうか。また、外国語、例えば英語の表記もこれからは必要ではないでしょうか。

3つ目、効率よい生産性の高い仕事を役場職員の方々にこれからも遂行していただくためにも、庁舎内の福利厚生を鑑みたときに、現状の女性職員の方々の休憩場所（バックヤード）確保は十分でしょうか。

4つ目、現庁舎1階正面入り口の空きスペースを利活用して、地域おこし協力隊6人のフレッシュな発想を拝借し、毎月1回から2回でもよいので、町民の皆様が庁舎に気軽に立ち寄った際に待ち合わせや打ち合わせができるようなプチ・カフェのような場所を新たに始めてみてはどうでしょうか。大きな都市では、なかなか提案してもすぐには実行できないことが、何とこの我が遊佐町では対応できたり調整可能であったりします。議論を丁寧に重ねながら、一つ一つぜひ私たち一人一人が「住んでいてよかった！遊佐町！」と胸を張れるような理想の町に一步でも二歩でも近づけるような取り組みを皆で協力し、かつ前進していければという思いを最後に述べさせていただき、私の壇上からの質問とさせていただきます。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、2番、松永裕美議員に答弁をさせていただきます。

答弁に入ります前に、松永議員みずからがまさに研修に赴いた、そしてそれらの活動に対しては敬意をあらわすものであります。

遊佐高等学校のお話でありました。遊佐高支援については、廃校寸前まで行ったという中から、90周年を先日迎えられたことを本当にうれしく思っております。遊佐高等学校への支援につきましては、遊佐高支援の会の実施する事業に加えて、2年次でのデュアル実践では、商工会を初め町内の各事業所、農家の皆さんからも全面的なご協力いただいているほか、地域学習では町内外の多くの皆様からご支援をいただいております。本当に感謝を申し上げる次第であります。

県外からのという留学生のきっかけといたしましては、実は東北公益文科大学の学長に吉村学長が就任された折に、自然豊かで鳥海山に抱かれたこの遊佐の地を活用しながら、ふるさと留学、農村留学の場として遊佐高がふさわしいのではないかと。そして、高校3年間の先に大学期間の4年間をできれば公益文科大学にることによって、7年間の若い世代がこの地でしっかりと勉強できる機会、そんな東北公益文科大学と遊佐高との連携事業を模索してみたい、そのような申し出がありましたので、町としても県の教育委員会に県外からの遊佐高へのふるさと留学、農村留学等のできないものかという形で要請してきた経過がありました。今回山形県教育委員会で決定していただいた県外志望者の受け入れが可能になったことについては、町としても移住定住の促進に結びつけられるのではないかと大きな期待をしているものでありますし、詳細については遊佐高支援の会の事務局を担当している教育委員会をもって答弁をいたさせるものであります。

そして、2番目の質問でありました新庁舎建てかえ等についての質問でありました。答弁につきまして

は、昭和36年に建設されましたこの現在の遊佐町役場、現在の耐震基準が取れ入れられたのは昭和56年でありましたので、当役場庁舎に関してはそれ以前の建物であるため、耐震基準を満たしている状況にはないという認識であり、建てかえは喫緊の課題と考えております。昨年策定された遊佐町総合発展計画、第8次遊佐町振興計画においても、安心して暮らせる地域づくりということで、庁舎を地域の防災拠点として位置づけ、改築に取り組むこととしております。振興審議会の答申をいただくときに、2年続けて庁舎は早急に改築すべしという提言もいただいたところでありました。

改築に当たっては、議員ご指摘のとおり議論を重ね、進めていく必要があります。建設場所をどこにするのか、庁舎にどんな機能を持たせるのか、外観や構造、補助金や起債などの財源などなど、検討事項は多岐にわたります。まずは、職員による庁舎内プロジェクトで課題を整理し、庁舎改築の基本方針などを含む基本計画の策定を進めることとしております。その過程において、当然町民や有識者の皆さんとの協議の場を設けていくことが必要とありますし、議会からもご提言いただければ幸いに存じます。

また、スケジュールについてであります。基本計画の決定まで十分な議論が必要です。しかし、その中でも一定の期限を設けながら検討を進めていくつもりでありますので、期限等についても、庁舎内プロジェクト等で検討していただきたいと思っております。

また、空き校舎をリノベーションしての庁舎利用についての質問がありましたが、現在の空き校舎は旧西遊佐小学校、旧菅里中の2カ所となりますが、八福神の跡地も含め、利便性を考慮した場合は課題があると考えております。

続きまして、現庁舎についてのご提言ですが、案内表示の改善には、課名と係の業務内容に重点を置いて表示をしておりますが、案内表示だけでサービスが完結するとは言えないので、外国人への対応を含め、窓口の職員だけでなく、お客様への声かけ、いわゆる町民の皆様をお客様という意識のものと声かけや丁寧な接客に努めるよう全職員の意識の向上を図っていきたいと思っております。遊佐地区の町政座談会では、おおむねレベルは向上しているのではないかと提言もいただいたところでありました。

また、休憩室の確保や空きスペースの活用につきましては、現状でも会議室や作業スペースが十分でないため、また休憩室で作業を行うこともあり、職員には大変な迷惑をかけながら、理解をいただきながら使用している状況にあると考えております。

限られた施設を職員の福利厚生面に配慮しながら、有効に活用していけたらいいと思います。なお、1階の協力隊の部屋については、現在会議室での利用を第一に考えているところであります。

以上であります。後は、教育委員会で答弁をいたさせます。

議長(堀 満弥君) 那須教育長。

教育長(那須栄一君) それでは、町長の答弁を受けまして、私から幾つかの観点で答弁させていただきます。

まず、遊佐高等学校、県立高校でありますので、当然県民の税金で運営している学校でございますので、やはり県外からの生徒をと、これは厚い壁でございました。しかし、県の、町のあるいは各市町村の定住促進という大きな課題が前にぶら下がっておりますので、その兼ね合いで県外から受け入れてもよろしいという大英断をしていただいた県教委には感謝申し上げているところでございます。遊佐高等学校のために、県外から受け入れを可とさせていただいたと今の段階では受けとめているところであります。

さて、第8次町の振興計画にも、将来のビジョンとしていきいきゆざの構築掲げてございますが、町の活性化については、もちろん遊佐高校以外にもいろんなテーマ、課題はあるわけですが、先ほど松永議員が店の前を通る、まさに子供たちの挨拶、声はいきいきゆざの象徴であるという声にありましたように、大事にしていかなければならない大きな柱だというふうに考えております。そして、遊佐高校支援の会を立ち上げ、地域全体で、町全体で遊佐高校の存続に協力していただいております。

そのかいあって、平成28年度の入学者は定員の40名ちょうど数えました。今年度、29年度は、37名という結果になっております。支援事業を年々手厚く行っているわけですが、入学者の絶対数が減少している、まさに定住人口の減ということが少子化と同時進行しているわけでございます、やはり5年先、10年先の将来、町のあり方を考えたときには、県外の生徒を募集して我々の思いにつなげていきたいと考えているところでございます。

さて、このため県外の志願者、特に首都圏で遊佐町出身の子供さんがいらっしゃる可能性があるわけです。あるいは、町長の答弁にありました農村留学ということで、環境のいい遊佐町でぜひ若者を受け入れることはできないかと考えてきたわけですが、先ほどお話ししましたように、県教委からグッドタイミングでオーケーのサインが出たわけでございます。そして、県外志願者の受け入れについては、支援していく方向で、先般の支援の会でも総会でも提案を申し上げたところでございます。

先ほど5月27日の読売新聞の報道でございました。私も、あれと思ったのですが、それがメインではなくて、もちろんそういう方々がいることは当然でございますので、そういう方々もぜひ次の学びの場として活用していただいて、その可能性を引き出す場として生かしていくことも大丈夫ですよと。でもそこに、マスコミというのはやっぱりそういうところに気持ちが行くのでしょうか。新聞記者というのは、そういうところにあるのかなと思いますけれども、デュアル実践を旨とする総合学科でありますので、職業人として磨きをかける立場もありますし、先ほど町長から7年間で大学進学を目指せる高校との可能性もあるのだよということございましたけれども、そういう形で幅広く遊佐高等学校は門戸を開いていますよと、そういう体裁を整えていきたいという趣旨で私は理解しておりましたけれども、新聞を見ればそういう思いに行ってしまうのはやむを得ないのかなと思っているところでございます。

もちろん高校カリキュラムを決めるのは高等学校県教委ですので、我々が何言おうと高校でそういうことですと、これに従うしかないわけですので、それが最初で最後でございます。

さて、受け入れる場合でも、試験に合格しなければ、義務教育でありますので、当然面接もあります。そういうところを通して、高等学校には入学してくるということでございますので、ご理解いただきたいと思えます。

受け入れ人数についても、県内志願者が優先されることになっておりますということは、この前の支援の会の総会でも数字も示して申し上げたとおりでございます。県外の割合は、最大でも定員の10%。例えば40名ちょうど応募があった場合は、10%ですから4名県外と、そういうことになるという、もっと県外が30人で県内が10名とか、いろんな場合がありますので、その場合も決して県内の子供たちがはじかれると、そういう状況にはならないような数字も県でも示しているようでございますので、きょうは逐一ここでは申し上げませんが、そういう状況であるということをご理解いただきたいと思えます。まず、せっかく県で門戸を開いていただいたわけですから、来年度1人でも2人でも入っていただいて、ああ、遊佐高

校には県内で初めて県外から入学できる制度ができたのだと、そこをまず県内の、町内の町民の皆さんはもちろん、県内外にまず知らしめたいなと、そういう思いで今出発点に立っておるところであります。

さて、県外から1人でも2人でも希望してやってきた場合、それをどう支えていくかということが、これが大きな課題でございます。初めて首都圏等から遊佐町に来て、ここで学習に励んでいただくわけですが、それと本人はもちろん保護者も十分期待もありますけれども、不安もある、これは当然でございます。両親が安心して預けられる。ここで見事卒業して次につなげていく体制を整えていくというのが次の課題だと思います。大きくは、やっぱり食住の環境を整えるということ。まだ自分でおかずつくってということはできませんので、弁当も含めてですけれども。

そしてもう一つは、面倒見る人、先ほど何かあったときに身元引受人でもないですけれども、そういう方をきちんと担保しなければいけないでしょう。それは、遊佐高校の校長、教頭も、あの新聞報道の後私と面談しました。先ほどの報道のほうはそういうことなんですということでご理解いただきまして、いずれにしてもやはり食住の環境を整えること。そして、きちんと面倒見る。身元引受人といたら、どういう立場になるかこれから考えたいと思いますけれども、そういう方をきちんと担保するということもお願いしますよということは、校長からも県教委からも言われております。

いろいろ先ほど中原先生の話も出ましたけれども、人材のめどについては、一応こちらでは今思いがあって、着々と進めているところでございますが、今ここでまだ申し上げる段階ではございませんので、少なくともひょっとしたら9月補正で補正が必要なケースも出てくるでしょうし、入学要領ができるのは12月の頭ぐらいだと言っていますが、それでももちろんそれは遅いわけで、例えば遊佐高校に見学来るとか、そういう遊佐町にぜひふるさと入学、農村留学、そういうものをしてみたいという方がもう来月、再来月も来る可能性があるわけですので、遅きに失するということはできませんので、早い時期にそういう両面から支えていく方を今絞っているところでございますので、食住ところにつきましては、まだ公募もしていませんし、具体的な声かけもしておりませんので、私ども老夫婦が、あるいは老夫婦でなくてもいいわけですが、ぜひそういう面倒見たいと。もちろん費用面は、町で財政面支えていってもらわなければ、そういう方があればぜひ相談いただいて、ふさわしい方をそういう方に引き受けていただきたいなと思っております。ということで、両面からきちんとケアできる体制は整えていきたいということで、あらゆる方々のご意見あるいはご協力をいただきながら進めていきたいと思っております。

私は、農村留学とかふるさと入学、先ほど申し上げましたけれども、そんな形も含めて、もちろん再チャレンジの方も含めていろんな方々から遊佐町を知っていただいて、そして頑張っていただいて、3年後、4年後、5年後、6年後、いい情報を発信していただければ、まさに町の活性化、定住促進、県内で遊佐町が頑張っているよという発信にもなるのかなと考えておりますので、そういうことで、先ほどございましたけれども、校長、教頭とも連絡を密にしながら、県教委の県の高校であるということも念頭に置きながら、遊佐町教育委員会としては、その中には立ち入ることはできませんので、その辺はお互いに連携を密にして進めていきたいと思っておりますので、あるいは答弁漏れがあったかもしれませんが、そのとき聞いていただければ、またお答えしますので、よろしく。長くなりました。

議長(堀 満弥君) 2番、松永裕美議員。

2番(松永裕美君) ご丁寧な答弁ありがとうございました。

その先日の勉強会で1,788ある自治体で、何と議会基本条例がまだつくられていない議会もあるのです、ちっちゃな町では。私たち遊佐町は、平成25年に既に先輩議員たちの苦勞と血と汗と涙の結晶で、基本条例きちんとつくってございます。まず、このことをちょっとお話ししたくてお時間をいただきます。遊佐町議会は、選挙により直接選ばれた議員によって構成される町民のための政策決定機関であります。第3条で、議会は公正性、透明性及び信頼性を高めるとともに、町民に開かれた議会を目指すこと、これを約束すると。町政の監視及び評価、政策提言、政策立案などに積極的に取り組むこと、町民参加の機会を拡充し、町民の意見を政策形成に反映させること、これがきちんとうたわれております。ただいまいろいろ長く答弁していただいたのですが、私が言いたい肝は、こうなりましたよと、こうですよと言われてから我々は何もできないという立場に今あるのではないかと。マスコミはそうだとおっしゃいますが、町民1万4,000人が目にするのはこの議会ではございません。新聞です。テレビです。メディアです。そのメディアを見たときに、えっと思われたら、やはりこれは遊佐町としてどうなのと。真摯にやっているのと言われたときに、我々ここにいる12名の議員は、各地区で一生懸命頑張っております。説明できないことをやっぱり私はきちんと説明したいと思っていますので、細かいことはわかります。県のほうがやはり英断してくださいとか、これから町をつくっていくためには、決めなければいけないこともたくさんございます。しかしながら、基本は私も2人の子供を育てましたが、思春期の子供たちは、朝元気に学校に行っても、夕方帰ってくるころにはいろんなことがございます。本当に18歳まではいろんなことがございます。そして、皆様が一生懸命やったださっていることに反対とかそういうことではなくて、きちんと議論していけたら、この遊佐町はもっともっと伸びるのではないかと思います。

もう一つ言いたいことは、もし遊佐町にその今おっしゃった首都圏で受け皿がないと言われる子供たちのことに関してなのですけれども、遊佐町の中ではどうなのでしょう。遊佐町の中で学校に行けなくなったり、宙ぶらりんになっている子供たちはいないのでしょうか。そちらのほうのデータは、もしわかるようでしたら健康福祉課長のほうからいただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長(堀 満弥君) 2番、松永裕美議員への答弁を保留し、午後3時15分まで休憩いたします。
(午後2時58分)

休 憩

議長(堀 満弥君) 休憩前に引き続き一般質問を行います。
(午後3時15分)

議長(堀 満弥君) 2番、松永裕美議員への答弁を保留しておりますので、高橋健康福祉課長より答弁を願います。

高橋健康福祉課長。

健康福祉課長(高橋 務君) 遊佐町におけるひきこもりの関係でございますけれども、若年者についての実態の把握はしていないということでございますが、現在2件の相談を受けているということでございます。訪問等も行っておりますけれども、なかなかデリケートな課題で本人とも会えないというふうなことございまして、保健所、NPO等の知見を持った機関とも相談をしながら対応に努めているというこ

とでございます。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 遊佐高校の県外からの受け入れは、私たちもしっかりとこれから見守りながら、提案できることは提案し、協力し合いながらやっていこうと思っております。

しかしながら、私が言葉足りずに申しわけなかったのですが、伝えなかったことは、町内にもやはりそういうセーフティーネットを受けられない、要は首都圏のほうは埼玉、千葉、東京でもきちんとした受け皿が結構充実しております。遊佐町の場合は、やはりそういうところがまだまだ未熟になっておりまして、まだこれから私たちも頑張っていかなければいけないのですが、もしかしたらどこにも相談できなくて、言葉は新聞から盗用したら本当に申しわけないのですが、レールをちょっと外れただけで生きづらくなっている若い方たち、もしくは家族の方が悩んでいる場合があると思いますので、もちろん遊佐高に対してはどんどん、どんどんこれからも力強く支援をしていく中で、プラスよく私は移住の方の相談受けるのですが、やはり移住の方も大事なのですが、今いる遊佐町民の方もバランスよく大事にしていかななくてはいけないのではないかという葛藤に日々、そこが矛盾といいますか、こっちをよくすればこっちがやっばりおざなりになってしまう、そういうところの伝え方の私の文言が下手で誤解招いたら申しわけないのですが、やはり向かうところは一緒だと思います。この遊佐町議会基本条例も、こんなにしっかりしたものをつくってもらっていたので、私は堂々と滋賀県で発表することもできましたし、これからもぜひ取り組みをするにはいろんな壁があり、いろんな価値観があり、例えばAが正義だと言えばBが正義となり、そこで闘ってしまうことがございますが、いま一度立ち返って、私が今考えていることは遊佐高にいる学生、生徒さんたちがいかにこれからも、来年も再来年も元気に勉学に、スポーツに打ち込めるかなというところでございます。ぜひ教育長にも、その遊佐高の生徒さんたちが主語になるようなお考えを今までどおりしてもらいたいと思っております。

所管、答弁はすみません、次庁舎のことがございまして、ちょっとだけ短くしていただければ大変私もいろいろペースがございまして、お願いいたします。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 先ほどの答弁以上のことはないのですが、6地区で行われました町政座談会にも同じ資料を出しまして、頑張っていくということをほんの2分が1分ぐらいの時間しかいただかなかったのですが、頑張ってくれよと拍手で応援してくださった地区もありましたし、同じような思いでござんになって、バックアップしようという気持ちで町民の方もおられるのかと思いますので、議会の皆さんとも力を合わせながら、町民の皆さんの力をかりながら頑張っていきたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 了解いたしました。

さて次に、庁舎の件でございますが、私は庄内町が人口2万1,000人でございますので、ちょっと庄内町さんのほうにお聞きしまして、ただいま庄内町さんのほうでは、どのような工程で進んでいらっしゃるのかという質問をしましたら、わかりやすく申し上げますと、庄内町さんは平成32年度完成予定で、合併特例債を利用し、95%まで借り入れできるやり方で、そのうち7割が国負担というすぐれた制度を取り入

れまして、今19億600万円ほどの事業費で進めていらっしゃるそうです。平米数は4,600平米という予算なので、坪単価平米で割り算すると41万4,000円で、大体坪単価が137万8,000円の目安で動いていらっしゃるということでした。遊佐町の場合も、同じ比較はできないのですが、大体わかりやすく考えるとこのようなスタンスでよろしかったでしょうか、お聞きしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） お答えをいたします。

壇上からの町長のご答弁にありましたとおり、これから庁舎内、役場内のプロジェクト会議を立ち上げて、そして町民、それから有識者の計画検討委員会につなげていくためのこれから青写真をつくっていきたいと考えております。その際、スケジュールあるいは概算ということになるかと思いますが、一定の構造を想定した事業費、それからその財源内訳等々の内容をこれから具体案として取り決めをしていくという、これからそのプロジェクト会議開催を待っていただきたいというふうに思います。一定の段階でまた議会のほうにも説明を申し上げたいと考えておりました。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 自治体の自己財源で対応してきた庁舎の新築なのですが、これからは熊本の地震を契機にやはり市町村役場機能緊急保全事業新設ということで、総務省のほうでも全国から反響があるそうでございます。先ほど菅原議員からも出たように、やはりつくれるものはつくるという考え方も大事ですし、あと今新聞のほうにも遊佐町が手を挙げて庁舎建てかえの好機となっております。

ただ、私がここで考えたいことは、鶴岡の文化会館の件でございますが、一つのマスメディアのことを取り出してあだ、こうだ論じるのはどうかと思うのですが、例えばせっかく行政と議員が一生懸命前に向いて鶴岡ですばらしいものをつくろうとしても、冷房費は3倍にもなるし、汚れを落とす清掃に係る費用も年間通せば相当な金額になるしと、やはり反対意見を言う方はどうしてもいらっしゃるということがうかがえます。ただ、年配の奥さんが「あげなものは鶴岡さ要りましね」と一言おっしゃった、この言葉がすごく響いてしまうのです。それで、私たち遊佐町は、これからどうやって生きていくかというときに、やっぱり1万4,000人の町、そしてみんながいろんな知恵を出し、町長いつもおっしゃっています。オール遊佐でやっていかなければいけない。そういうときに、一番大事なのは発言できるという、議論できるという雰囲気だと思います。そして、私もまだ未熟で若輩者なので、ずっとこけたりすることも多々あるのですが、松永さん、そこ違うとか、だめだとか、やっぱりそうやって言ってもらえることが私は宝だと思います。そして、私としても今回一応提案を考えてまいったのですが、また最近すごく高齢者の方たちの現場とかいろいろ回りますと、皆さん若いのです。例えば高齢者世帯とくぎづけられるのをすごくやっぱり嫌だおっしゃる方もいっぱいいます。例えば私も本当に51歳になり、もう何年かすると高齢者と言われて、えっと自分でもそれを受けとめる日が来るのでしょうか、例えば遊佐町が独自にできるかわからないのですけれども、庁舎の命名とまた違うのですけれども、呼び名の提案というのをきょう考えてきました。高齢者という名前が何か高齢者、高齢者夫婦なので、このアンケート、高齢者の方こっちと言われるよりは、一応いろいろ考えてきたのですが、ゴールデンジェネレーション、GG世帯、スペシャルターム、ST世帯、あとメーングループ、MG世帯、こんなふうに考えてきました。これをしてくれというわけではないのですが、やはり遊佐町のできるということというのは、何かを発想したときに、よしそれやってみよう

いうことができると思うのです。

今のは名称なのですけれども、例えば先ほど土門勝子議員がおっしゃった、役場職員の福利厚生、環境の整備なのですけれども、実は本庁舎にいる正職員というのは大体男性61名、女性29名と女性が少ないのですけれども、ここ10年で嘱託、臨時の方がかなりふえていまして、今本庁舎には男性2名、女性23名の嘱託職員がいらっしゃるのです。これは時代の流れなので、嘱託職員をふやしてどうだとか、そういう議論ではなく、足してみると大体フィフティ・フィフティで、男性も女性もこの庁舎にはいるのです。しかしながら、その休憩場所は、お昼にちょっと今はやりの将棋をやっていらっしゃるスペースございますが、あそこが男性メインということで、それに対して別に職員の方がそれでは困るとかということではないのですけれども、やはりこれから新庁舎つくる上ではバックヤード、日本海病院、ちょっと最近病院行くことが多いので、そこに話持っていきますが、お食事を受け付けの方が受け付けした奥で食べていませんよね。ちゃんと休憩室がございますし、やはりバックヤードの完備、働いている方の休憩時間の確保とかいうのも、これからの課題だと思います。ですので、新庁舎については、主婦の目線から言えば山ほどございますが、もうその傍聴の席もこれからもっと考えていただきたいし、そのバックヤードの整備、あとはやっぱりお子様連れの方も傍聴来れるように、託児ができるスペース、例えば足の悪い方が座って聞ける傍聴とか、いろいろ考え方があると思います。そして、ではそのお子さん連れのママが来たときの赤ちゃんは誰が見るのとなると、やっぱりお金がかかりますので、そうしたら知恵を使って、広域連携で酒田にはボランティアでお子さんを見てくれる団体もございます。実際に調べました。ですから、何でもそのようにして一個一個構築していったらいいのではないかなと思います。

ざっくりとさっき坪単価と聞いたのですが、坪単価を考えるのと、総構築費の何億円を考えるのと、今私が提案した細かなことというのは、どれも大事だと思います。あつという間に月日がたってしまうと、あつという間に見積もり出さなくていけなくて、あつという間に決めなければいけないことがどんどこ、どんどこやってまいります。ですから、こういう場で私もお粗末ながらできる提案をさせていただきたいと思って発言させていただきました。もし課長のほうから何か答弁ございましたらお願いします。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） これから建築、改築事業の緒につくわけでございますが、いろいろと計画策定においては困難なことが待ち受けておると思います。これまでも、普通の行政として取り組んできたことでありますが、反対意見というお話もございましたが、反対意見もやっぱり貴重なご意見なのだというふうに思います。そういった意見、もちろん賛成意見も含めて、何も賛成意見だけ取り込んでみたいなことというスタンスではなかろうかという姿勢でありますので、より多くの意見をその計画に盛り込んでいけるように、ただしいろんな制約、いろんな条件があるわけでありまして、そこを取捨選択していくという、まさにプロセスが大事なのだというふうに思います。

庁舎のプロジェクトを組織化して、まずはたたき台づくりをして、そして民間の有識者、町民、関係機関、団体のほうにその計画策定を委ねていく。さらには、町民説明会も必要になってくるかもしれませんし、もちろん先ほど申し上げましたとおり、議会への説明も大事。さまざまの場で意見を聴取しながら、アンケートという手法もございますし、パブリックコメントという手法もございます。これまでそういったことはやってきました。そのとおりことをこれからも実行していきたいと思っております。丁寧に進めていき

たいというふうに思います。

以上です。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

一応地方自治法に私たちが考えるべき基本理念が明記されております。地方公共団体の事務所の設定又は変更について、第4条、事務所の位置を定め、又はこれを変更するに当たっては、住民の利用に最も便利であるように交通の事情、ほかの官公署との関係などについて適当な考慮を払わねばならない。私は、この文言が全てだなと思っていつも読んでおります。何が言いたいかと申しますと、今課長がおっしゃったように、どうしてもやろうとすると摩擦がかかって、反対意見、例えばこちらが正義、こちらが正義、どちらも闘ってしまうのですが、やはり今はそんなことを言っている場合ではないのではないかなと思っています。やはり議論ができるこういう開かれた議会、私たちの議会は、一般質問が多いということで、滋賀県でも大変褒められました。それと、やはりそれは先輩たちが今まで五百数回ときっちり引き継いでくれたからだとは思いますが、1人の人間は微力なのですけれども、一つ一つわからないことは聞いて、ミスも犯すかもしれないのですが、やはり丁寧にやっていくことが全てかと思っています。

なおかつ、1つだけ質問なのですけれども、庁舎整備対策係というのが庄内町にはございますが、遊佐町でもやはりそういう係をつくるような意向でございませうでしょうか。

議長（堀 満弥君） 池田総務課長。

総務課長（池田与四也君） 午前中の一般質問とも絡んでくるのですが、決して今の職員体制が現段階で十分だと。これで完璧なのだという状況にはない。町長からねぎらいの言葉もいただきましたが、本当に職員がぎりぎりの中で頑張っているという状況下でまた新たなプロジェクトに取り組んでいくとなると、相当の負荷がかかってくるということは予想されますので、これからの職員体制のありよう、来年度に向けての職員採用、それから政策実現の手法、庁舎改築にとどまらない、ひょっとしたら高速道路が開通をして、パーキングエリアタウン計画に本格的に取り組んでいかなければならない状況も想定できます。その辺のスケジュール感も、実は今のところ十分捉えられないということがございますので、その辺は組織体制も含めて単なるという言い方はあれだ。人を増員するのか、組織を改変をして、例えば課内室的なプロジェクト体制をとるのかと、いろんな選択肢があろうかと思っています。その辺も含めて、今後の取り組みの過程の中で我々も意見を具申し、町長からご英断をしていただくという状況を待つことになるかと思っています。

以上です。

議長（堀 満弥君） 2番、松永裕美議員。

2番（松永裕美君） 理解いたしました。

先ほど答弁のほうでは、会議室とおっしゃられた1階の地域おこし協力隊がいたスペースなのですが、去年遊佐町のCM大賞をとった行政の職員の方1名とのコラボで、すばらしい成果を発揮してくださいました。そちらの考え方なのですが、彼らにもしあのスペースを有効活用してくれないかと予算ちょっと預けていたら、すばらしい発想してくれると思います。酒田市は、多分大きな予算つけてカフェをつくると思うのですが、我々遊佐町はあいているスペースを使って、例えば傍聴終わった後にちょっと喉渴

いたから1杯コーヒー飲んでいけるのだって、役場でとか、打ち合わせちょっとできるのだってというスペースがあると、なおかついいと思います。それは、新庁舎になったときの一つの考案にもなるのですが、今新庁舎をつくるのにストレスがかかってしまって、大変だ、大変だと思うと本当に大変になってしまって、皆さん夜寝られなくなってしまいますので、その行くまでの例えば4年間なら4年のいろんなことがトライできる今はタームだと思って、気軽に取り組んでいただければと思います。町長は、本当に就任以来さまざまな奇抜なアイデアとさまざまな英断でいろんなアクション起こしていらっしゃるの、やってみなはれとよくおっしゃいますので、私も自分の提案が全ていいとは思っていません。それ違うよと言われることもたくさんありますし、ただやはり12人の中のたった2名の女性議員で土門勝子議員と2人でやっておりますが、女性らしくやりたいねということもございますし、細かいところをお話しできればと思って、そのような提案をさせていただきました。

特に答弁は要らないのですけれども……

(何事が声あり)

2 番(松永裕美君) いいですか。では、答弁お願いいたします。

議 長(堀 満弥君) 時田町長。

町 長(時田博機君) 実は、この庁舎の建てかえについては、プロジェクトチーム、庁舎内にまず立ち上げるという今答弁させていただきましたけれども、やっぱり期限を区切ってということまずあると思います。それから、よそも見てくださいよということを職員に私は申し上げております。議会の皆さんも、かつて私が議員になる当時は、リーディングプロジェクトがちょうどスタートする時点だったので、議会の視察先にはほとんどそのリープ口の先進的な取り組みをしたところを研修視察いただいたような記憶がございますので、逆に言えば議会の皆さんからも、先進的な庁舎を建てたところとか、そういうところの視察に重点を絞ってやっていただければ、逆に町としてもありがたいなと思っているところでありますので、職員も研修させますけれども、議員の皆さんもしっかりと先進的なものを吸収して、またご意見等賜ればありがたいと思っています。

アイデア等では、私は実は還暦野球チームの名前をおまえがつけろと町長になったときに言われました。そのときに名前をつけた名前が遊佐町ゴールドドリームズであります、還暦野球。還暦過ぎても少年のボールを追いかける、そんな気持ちを大切に忘れない人たちでありたいという形でゴールドドリームズという名前つけて、それが今東日本大会とか、県大会とかいろんな活躍をしていること大変うれしいわけでございますけれども、そのような形で愛称もやっぱりつけていく。そして、その役場自体が町の活性化の重要な拠点の一つとしてやっぱり機能していただく。機能については、どのような機能を持たせるか、これからまた人口減少社会を見通したときに、どこまで複合的なものでやれるか。そして、補助金等も農水省だけでいいの。国交省も補助制度あるようであります。林野庁もあり、総務省もあるという中で、私たちは合併特例債は使えない町なわけですから、なるべく後年度負担を少なくして次の世代に負荷をかけないような形で、シンプルで丈夫で長もちする、そのような機能を持ったものにしていきたい、このように思っています。

議 長(堀 満弥君) 2 番、松永裕美議員。

2 番(松永裕美君) 理解いたしました。

陸前高田のほうの庁舎やほかの東北の震災受けたところを私個人で見に行ったときに、やはりここの庁舎ががっとう開いて救援物資がいただける議会があったりとか、本当に先進的なものがたくさんございました、県産材木を使ったり。

それで、私は最後にこの文面を読んで終わりにしたいと思います。風化されてしまっている話なのですが、震災で陸前高田で娘さんを亡くされた86歳のお父様の作文です。仙台の大学に進んで向こうで勤めたがった娘、一人娘の君を無理に陸前高田に連れ戻して市の職員の採用試験を受けさせてしまったね。勤続三十数年、お疲れさま。この6年間、私は問い続けてきました。なぜ111人もの市の職員が死ななければならなかったのか。答えは出ていませんが、何か文章にしようと考えています。書けば少しは納得できると思うのです。娘がかわいがっていた犬を残してくれたから、毎日3キロ散歩していますよ。おかげさまで元気です。再会したときに君に褒めてもらえるよう、1年でも長く生きると決めて、涙をぬぐいながら歩いています。母さん、82歳も転んで足腰傷めてね。7回忌には1人でお墓参りに行くから待っていてな。町民一人一人の命、職員の方々の大事な命、そして我々議員も、これから本当にいろんなことがあると思うのですが、ちっちゃな町ですけれども、一致団結して取り組んでいけたらなと思います。お粗末さまでした。

以上です。

議長(堀 満弥君) これにて2番、松永裕美議員の一般質問を終わります。

1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 本日最後の質問となりました。一般質問とは、各議員がそれぞれ夢を語り、その夢の実現に向けて執行部とやりとりをする前向きなものであるべきと思います。その意味で、今回の私の質問は前向きな内容とは決して言えません。しかし、目の前にある現実的な課題から目をそらすことは、議員として適切とも思えず、また課題が解決されなければ、夢を語ることもままならなくなります。そこで、以下申し述べます。

遊佐町議会の一般質問や予算・決算等の審査では、さまざまな事柄が取り上げられます。そして、その幾つかは繰り返し議論の対象となってきました。近年のその代表格は、臂曲地区の岩石採取に関する問題ですが、小山崎遺跡についても、ジオパークや観光との関係を含め、複数回俎上に上がってきています。このことから、小山崎遺跡は遊佐町の町政の面においても重要な存在だと考えてよいと思います。

さて、この小山崎遺跡ですが、一昨年6月に発掘調査報告書が刊行され、一つの区切りを迎えました。最近ではシンポジウムなどが開催され、改めて町内外の関心が高まってきていると感じます。

ところが、この遺跡からの複数の出土物や、外部に年代測定といった専門的な調査を依頼した際の調査報告書の所在が不明になっています。それぞれの出土物の価値を私のような門外漢が軽々に論ずるべきではないと思いますが、この所在不明物の中には、もしかしたらカボチャではないかと話題になった植物の種子も含まれています。

現時点では、専門家の中でもこれをカボチャとすべきとする意見から認めないとする意見までさまざまあり、だからこそきちんと保管して、より検討を加えるべきであるのに、実物がなくなってしまうと、今後の検討はかなり限定されると思われます。

しかし、カボチャ近似種等の所在不明は、これまで公表されてきませんでした。例えば数日前に所在不

明になったのであればまだしも、実際は年単位で所在が不明のままになっているようです。

この件に関して私がさらに問題だと思うのは、長らく所在不明が伏せられていたため、てつきりきちんと存在するものだとして周りでは物事が進んでいたということです。例えば昨年9月27日に朝日新聞が「縄文前期、カボチャあった?」「遊佐・小山崎遺跡で5,600年前のものと思われる種子発見」という見出しで、地方面ですが、大きく報じています。先ほど議長の許可のもと、記事のコピーを事前に配っていただきましたので、ごらんください。この内容は、小山崎遺跡に対する記者の愛情のようなものや、知的好奇心にあふれるとても興味深い記事です。ところが、この時点で既にカボチャ近似種は所在不明だったようです。しかし、そのことを知らされていない記者は、当然存在するものとして記事を書いています。

あるいは、同じく昨年11月26日に遊楽里で開催された「現代に伝わる縄文の風景・くらしシンポジウム」では、大勢の来場者の前で、長時間にわたってカボチャ近似種が果たしてカボチャであるのか否かが研究者によって活発に討議されました。このやりとりは、先日1冊の報告書にまとめられ、公にされています。しかし、その種子が所在不明であることは、ひょとしたら知っていた研究者はいたのかもしれませんが、一切話題には上らず、当然存在していることが前提に議論が進みました。少なくとも来場者は、まさか所在不明のものを断りもなく公然と議論していたとは思わなかったはずです。

ここでつくづく感じるのは、もし早い段階で所在不明を公表していれば、そのことで当然批判を受けたとしても、存在を前提に物事が進行するというような、罪つくりでより信義に反するようなことは起こらなかったということです。

以上を踏まえお聞きいたします。いつごろからどのような出土物が所在不明になっているのか。また、そのことはなぜきちんと公表されてこなかったのか。再発防止策など今後の対応も含めお聞かせ願います。

以上、壇上からの質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） それでは、私から1番、齋藤武議員に答弁をさせていただきます。政策提言的なものでないわけですから、一問一答で委員会等に後ほど答弁させますけれども、詳しく質問等していただければありがたいと思っています。

まず、小山崎遺跡について、これまでの経過を改めて説明させていただきますが、小山崎遺跡の低湿地部分は、平成7年に県営圃場整備事業に伴う発掘調査により、箕輪鮭ふ化場近くで発見されております。

通常は、土壌中のバクテリアにより分解され、残らない動物の骨や植物の種、木材などが鳥海山からしみ出してくる冷たい地下水に浸され、保存されていた低湿地遺跡の発見でありました。

現在動物と植物の両方が出土する遺跡は、国内で数えるほどしかありません。町では県と協議し、圃場整備の区域から外し、農振区域からも外し、土地を取得し、遺跡を保存することといたしました。

発掘調査は、県の埋蔵文化財センター、県立博物館の指導のもと遊佐町と一緒に引き継がれ、平成23年まで第18次にわたり、この間高倉林道の北側の斜面では住居跡も発見されております。

教育委員会では酒造所、東北泉近くの吹浦遺跡、この小山崎遺跡、これらはこの箕輪ふ化場の北東にあり、長岡のあたりから持ち込まれたと見られる火焰形土器が出土した柴燈林遺跡は、縄文の人々が数千年にわたって移動しながら暮らした一連の遺跡と捉えております。

町では、国指定を受けることを視野に入れ、総括報告書の作成に取り組み、平成27年6月に刊行をいた

しました。平成27年に文化庁は、小山崎遺跡について低湿地の水辺の遺構は類例がなく、評価が定まらないため、現時点では国指定に進めることができないと評価をしていただきました。同時に、活用事業を進めるようにという指導も受けているところであります。

詳細な答弁については、教育委員会をもって答弁いたさせます。

議長(堀 満弥君) 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長(佐藤啓之君) それでは、私のほうから答弁をさせていただきます。

議員からご質問ございました出土品、分析等の報告書の行方不明についてでありますけれども、実は昨年度より本格的に着手をしております台帳の作成のための再整理作業の中で判明をしたところであります。出土品が行方不明になったのはいつごろなのか、実際初めに作業していたのが旧菅里中学校の空き教室でありましたし、現在が旧西遊佐小学校で作業しておりますので、そのとき移転した場合に紛失してしまったのか、あるいはそれ以前なのか、その後なのか、現在のところは判明しておりません。

実は、出土品については、テンバコというコンテナのような丈夫なプラスチックの箱に入れまして、一時保管されております。そのテンバコの数で1,000個以上ございます。膨大なものでありますので、出土品の台帳整理や収納作業については、非常に時間がかかっております。現在も継続しておりますけれども、大体予定としては来年の6月ごろにはその再整理作業が終了するのではないかというふうにこちらでは押さえているところであります。

そして、行方不明であった分析の報告書でありますけれども、あるところでは再整理作業の中で見つかった例というのものもあるようですし、最終的に「所在不明」と判断するというのは、今取りかかっている台帳の作成が完了をするまで待つほかないと思っております。

台帳ができ上がった時点で、所在不明ということになれば、紛失の蓋然性が高まるということになりますが、このような出土品について、出土品の台帳の中にその旨を記載をします。そして、遊佐町にとって歴史的価値、重要性に応じてお知らせしていくということになろうかと思っております。

ただ、具体的にその文化財指定したもので所在不明のものについては、当然公表しなければなりませんけれども、現在小山崎遺跡の出土品については、文化財指定しているものはございません。そして、現在のところ行方不明と思われるのが小山崎遺跡出土のカボチャ近似種の新しいほうの年代と思われる種、あと石器などの数点ということで把握をしているところであります。この新聞報道にありましたカボチャに似た近似種ということで、その種が今はちょっとわからないという状況になってございます。

このカボチャ近似種の種については、ウリ科であることは疑いのないところのようでありましてけれども、教育委員会としても、カボチャであると断定できる段階ではないと考えているところであります。残念ながらこのカボチャの近似種の種については、炭素の同位体を使った検査のために年代測定したわけでありましてけれども、そのときに破壊をされてしまっておりますので、現存はしておりません。この新聞にある写真の記録が残るのみという状況になっております。

このことについても、昨年11月に開催をしましたシンポジウムの中で話題になってございます。年代測定に出したのは、カボチャであるというのはいかほどの確信があった上でのことでありましてけれども、その後さまざまに検討をされましたが、現在当教育委員会のほうでは断定に至ってはおりません。

また、他の市町村の縄文遺跡から同様の種やカボチャのへたと思われるへたが出ているようでございま

すけれども、いずれも断定には至っていないという状況もございます。

ところで、文化庁と県庁のほうからは、これまでの埋蔵文化財に対する町の対応というものがいろんなこともございまして、暗に適切ではなかったのではないかとという指導も受けているところであります。

その一つとして、平成28年1月の文化庁指導で、発掘調査は税金で調査してきた公共事業であることの認識を求められておりますし、同時に、地域の文化財を生かしてください、みんなの小山崎遺跡にしてくださいというような励まされもされていると聞いております。

また、文化庁と県庁の指導のほか、経験豊富な埋蔵文化財行政経験者、具体的には文化庁埋蔵文化財部門の調査官であった岡村道雄さんであるとか、山形県教育庁と秋田県教育庁の埋蔵文化財担当者であった方々、こういった方々から出土品の収納の仕方や台帳作成の進め方、展示の方法などについて、継続的に具体的な指導やアドバイスを受けて事業を進めているところであります。そういうこともございまして、ことしは来月から8月中旬ころにかけて生涯学習センターで展示のほうも予定をしているというところでございます。

今後発掘調査を行うときは、何を明らかにしようとする調査なのか、そのためにどこをどのように発掘するのかなどを明確にした上で、発掘調査計画を立てまして、進めることとしております。今後の調査計画策定についても相談に乗っていただきながら、加えて実際の発掘調査の現場でも指導をいただきたいとは思っているところであります。

そして、文化庁の指導の後に本格的に活用公開事業を始めておりまして、行政関係者向けや吹浦小学校での出前授業、ゆげ学講座と講座等を都合3回ほど開催をしております。続いて、先ほどもお話ありましたが、これまで小山崎遺跡にかかわってこられました研究者の方々をお招きしてシンポジウムを開催し、その報告書の刊行も行ったところであります。

さらには、ことし3月にも文化庁へ伺って、再度の指導を受けまして、平成28年度の事業について不都合がないのかということ、また活用公開事業をこの方法で進めていくことが正しいのか確認をしております。そして、この10月にも文化庁へ再度伺いまして、来年度事業についても協議をしながら指導を受けたいと思っているところであります。

現在埋蔵文化財業務について、大学で考古学を専攻した若い職員を配置し、育てているところであります。今後も、埋蔵文化財行政を担当できる職員をやはり複数育てていく必要があると考えているところであります。平成28年1月より、埋蔵文化財事業の補助員も置きまして、通年で雇用することとして調査発掘事業の再整理作業に手伝っていただいているという状況もございます。

また、昨年度より埋蔵文化財関係職員の研修には、埋蔵文化財以外を担当している職員も、教育委員会にあります文化係全員で対応しているということにしておりますし、予算については、事業計画に沿って相応に措置をしていただいております。現在教育委員会では、教育委員会全体として事業運営に当たっているというような状況になってございます。

市町村によっては、財政規模や職員体制も違いますし、文化財のもととなる地域性もそれぞれですから、それぞれの地域に合った事業の仕方、進め方があるはずと考えております。大きな自治体と同じことはできませんし、調査、保存、活用事業の体制立て直しに着手したばかりではありますが、今後とも本町の文化財行政にご支援、ご協力をお願いしたいと思っております。

以上です。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 事実関係につきまして今説明をいただいたわけですが、ただちょっとわからない部分が多々ありますので、教育課長に事実関係につきまして確認をしたいと思います。

ちょっと短くやりとりをしたいと思いますので、お願いしたいのですが、先ほどテンバコが大体1,000個あって、今整理中だというお話でした。来年になれば整理が終わると。台帳整備が済むという話でしたが、今現在整理、例えば何割ぐらい、何%ぐらい終わっているというイメージを持てばよろしいですか。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えします。

具体的なちょっとパーセントまでは私のほうでは把握はしておりませんが、担当からの話では来年度6月をめどに完了したいという意向でございました。

（何事が声あり）

議長（堀 満弥君） 傍聴席、静かにしてください。

1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） わかりました。そうすると、6月には一定のその今現在なくなっている、行方不明のものの所在が確定的になるというふうに理解したいと思います。

やっぱり大事なことは幾つかあるのですが、なぜこれを今まで公表してこなかったのかという話で、先ほどの課長の説明を聞くと、文化財指定されていなかったからということと、まだその整理が終わっていないからというお話でした。それは、それで確かにもっともらしい理由ではあるのですが、ただ先ほど事例に挙げたとおり、かなり注目されている出土物なわけです。それをやっぱり研究者も、ごそっと出てくるような、何百も出てくるようなドングリと、本当に数個しか出てこないようなカボチャ近似種というのは、当然これ分けて扱うというのが普通だと思うのです。そういう中において、やはりないというのは、今現在見当たらないというのは、どう考えてもこれは不自然なのかなというふうに思うわけなのですが、そこら辺の認識もう一度お聞かせいただけませんか。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

私個人としても、実際どういった作業しておるのが把握はしておりませんが、そのテンバコの中に出土した土器や石器の破片が入っていたりしていると思っております。カボチャの近似種という小さい種でありますので、保管については多分何かカプセルみたいなものに入れて保管をされていると私個人としては考えておりましたが、実際のところそのテンバコが1,000個以上もあるということでありまして、今台帳再整理作業している中で、そのテンバコの中に紛れ込んでいる可能性も考えられるということでありましたので、まずそれがはっきり台帳整理ができないと、本当に紛失、あるいは紛失したのかは明確にできないという状況でございましたので、そういう答弁をさせていただいているところであります。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） なかなか紛れ込むというのは、そういう片づけられない人も世の中に私も含めて

いますけれども、ただ文化財を専門的に扱っている、しかも注目されている出土物ということについては、やはりちょっと私はかなり大きな疑問符がつくところです。

話を進めますけれども、いま一度そのすみません、カボチャ近似種確認します。その新聞記事で今写真載っています。朝日新聞の去年の9月27日の記事ですけれども、このカボチャは見るとあたかも2粒のように見えますけれども、これは正確には表と裏と移した1粒だというふうに聞いております。それで、これは1粒であって、縄文前期の土層からこの1粒が出た。裏表撮っている。この写真のカボチャについては、年代測定のためにすり潰してしまって、今はもう世の中にないと。この写真しかないということだそうです。それで、遺跡の発掘報告書によると、これはこれでまずなくなってしまう。すり潰したことは、非常にこれは私問題だと思うのですけれども、それ以外に縄文後期の土層からもカボチャ近似種の種子が2つ出ているというふうに調査報告書430ページに書いてあります。ということは、合計3つ見つかっているというふうに理解できるのですけれども、そのうち先ほど言ったように1つがすり潰してない。残り2つなのであるけれども、その2つも今現在行方不明という理解でよろしいですか。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えします。

そのとおりです。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） やっぱこれは幾ら、整理のために今ちょっとわかりませんというのは厳しいと思います。

すり潰してしまった件ですけれども、もう一度そこもちょっと遺跡の基礎的な利活用という部分においては重要ですので、お聞きしたいのですけれども、複数出たのであれば、5つ、6つ出たのであれば、平均をとってその中の一つをすり潰して年代測定しようと、DNA鑑定しようというのは当然あり得るのですけれども、たった1つしか出ていないのに、しかもこれから先出るかどうかもわからないのに、それを年代測定といえども、結果は出ているようですけれども、その結果報告書もないという状況で出してしまってよかったのか、その判断に関して課長どうお考えか、そこをちょっとお聞かせください。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

特にその調査を依頼した時点で、教育委員会としてどういうことで依頼をしたかは私も把握はしてございませんが、まずは非常に貴重なものであるということで、本当にカボチャであるかどうかを測定するためには、すり潰して炭素同位体で判断するしかなかったということでございますので、そこはそれで1つがすり潰してなくなったというのは問題はなかったかと思っておりますけれども、問題となっているのは、ほかにも先ほど議員がおっしゃいましたように、もう2つほど違う地層から発見されているという状況もございました。ただ、我々ももう一つの地層については、1つの種だけだという把握をこの間までしておりましたが、実際報告書には2つと書いてございましたので、担当に確認したところ、やはりもう2つ見つかったということが判明しておりますので、今現在まず台帳の整理作業を早急に行ってくださいですので、その中からもし見つからなければ、本当に紛失されているということになりますので、そのときはそのときの対応をとらざるを得ないというふうに考えております。

議長（堀 満弥君） 時田町長。

町長（時田博機君） さっきからカボチャの近似種の種の話ありますけれども、私にはそのようなものが新たに出土したという報告は、自分が町長になってから受けておりませんので……

（何事か声あり）

町長（時田博機君） 私の以前の課題だと思っています。

それからもう一つ、これは担当者と当時の指導員の中の中で年代を調査しようという話があったかどうかかもしれませんけれども、それについても教育委員会、当時の教育長とか教育委員長に報告があったということ多分ないままにその当時は進められていた発掘調査だと思っております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） 町長に聞いていませんので、今事実関係しているところですので、そこは勘違いなさらないようお願いしたいと思います。

時間もありませんので、ちょっと前に進みたいと思うのですが、再発防止策、やっぱりこれは大事だと思います。先ほど課長から、ちらりと今現在は全員で対応しているという話がありました。その意味はちょっと今確認しますけれども、恐らくその出土物の保管、管理、台帳作成等々の作業は、複数の目が行き届くようにやっているということだと思うのですが、当然再発防止策はとられていっていると思うのですが、そこら辺もう一度お聞かせいただきたいと思います。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

やはり事務的には紛失することのないように保管するのが通常の作業でございますので、我々としても同じ過ちは繰り返したくないわけでありまして、今現在は文化係が3名ほどおりますけれども、全員で文化財の担当の業務をカバーしながら行ってございまして、作業員についても、新たに5人ほど使って今台帳の整理作業を行っているという状況でもあります。まず、保管の仕方等も含めまして、事務的に紛失するようなことのないように、今は万全な状況で努めてございまして、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） よその美術館で例えば盗難、紛失があったときに、収蔵庫に防犯カメラを設置するとか、そういう事例もあるようなのです。当然そういうことは考えたくないのですが、やはり今は当座対策をとっているということだと思うのですが、例えばその建物、収蔵庫の施設状況だとかということは、別にこれは今回の件ではなくて、今後とも物が、出土物がある以上、さまざまなこと考えられますので、そういうことも含めればもっと多角的に対策をとる必要があるのではないかというふうに思います。

それから、先走ったことをちょっと申し上げるようではありますが、来年6月までに一旦整理が完了するのだという前提で、ただ複数のものがなくなっていますので、私は申しわけないですが、全部これきちんと出てくるというのは、現実的になかなか厳しいと思います。そうなったときに、当然自浄作用は必要だと思うのですが、いわゆる第三者委員会とよく世の中言いますが、そういうような外部の目を入れて管理体制どうだったかということも、当然検討しなくてははいけない。むしろ、これは今か

ら検討しても私は決して遅くないと思うのですけれども、そこら辺は教育課長どのように考えておりますでしょうか。

議長（堀 満弥君） 佐藤教育課長。

教育委員会教育課長（佐藤啓之君） お答えをいたします。

今現在防犯の問題としては、セコムを使いまして、旧西遊佐小学校の文化財調査室については管理をさせていただいておりますし、貴重な展示物を置いているところにつきましては、防犯カメラも設置をして管理をしているという状況であります。ですので、今後その台帳の再整理作業が完了した時点で、本当に紛失したもので、管理をしていたその担当職員が事務の過失によりましてそういったことが生じているということであれば、当然地方公務員法なりで処罰を受ける対象とはなるかもしれませんが、今のところはまだはっきり判明してございませんので、そこまでは至っていないということでございます。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） わかりました。

わかりましたと言ってしまうけれども、わからないことが多々あります。この短い時間で全て話がつくわけでありませんし、今後状況が動くかもしれませんが、そこは本当にしっかりやっていただきたいということと、あともうこういうふうになっていますので、例えばさらに行方不明になってしまっているものがあるだとか、そのほか何かやってはいけないことがあったということであれば、これは速やかに発表していただきたいと思います。そうでないと、やっぱりどこかの国会ではないですけども、苦しい言いわけを重ねなくてはいけなくなる。事実問題としてやっぱりまず捉えたほうがいいと思います、あるかないかと。その中でどうするかと。そうでないと、物事が前に進んでいけないと思いますので、そこはぜひ事実に基づいて動いていただきたいというふうをお願い申し上げます。

そして、教育長には教育長のお立場ということで、やはり先ほど教育課長からは、例えばカボチャ近似種についてははっきりないと。今現在ないというような明確なお答えがありました。そういう中で、ただやっぱり今現在ないと。それから、先ほど事例に挙げましたように、新聞記事で出てしまっている。この段階でないことがわかっていたけれども、ところがそれを伝えずに記事が出た。あるいは、シンポジウムで、ないことがわかっているのだけれども、あることが前提に議論されている。これに、こういうことに関しては、やはり当然いいことではないと思うのです。いわゆるでは責任はどうするのだということは余り聞きたくはないですけども、教育長としてそこら辺についてどのような認識をお持ちでしょうか。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 大きく2つの観点から成るかと思っておりますけれども、まず1粒の種を同位体調査ですが、調査してなくなったと、これはもちろん教育委員会も一緒にやっておりますけれども、調査委員会、岡村先生を中心とするほかのメンバーもいたわけですので、専門の方々の判断で、それは調査すべきであろうと、そういうことで結果報告も出ていますし、それに基づいて新聞報道もされましたし、シンポジウムでも発表になったと。種はなくなっていますけれども、調査結果は、シンポジウムでも詳しく私も種の毛の一つ一つまで、ウリ科であるとか、カボチャでないだろうかということ、そうだろうと少なくとも参加の方もいましたし、いや、違うのではないかなどという両面の見方もあったようでございます。極めて専

門的な分野でございますので、今後の対応ということで、組織としてやはりひとり任せでなくて対応していくべきであろうということで、今確認とっているわけですが、極めて学術的、専門的な分野、内容でありますので、私たちも説明いただいても納得できる部分となかなかわからない部分もあるわけですが、やはり長い間一人職場に近い状態で任せきりという言い方は悪いのですけれども、その弊害が今出てきたのかなと思っております。もちろんその一人も、一生懸命調査にかかわった職員は、彼はもう精いっぱいぎりぎりのところで頑張っていたかまして、膨大な報告書の刊行までこぎつけていただいたということは、物すごく頑張っていたかましてということで評価できるのですが、その過程で今客観的に見ればあるはずのものが、ないと決まったわけではなくて、現在の段階で不明ということですので、西遊佐の調査室の隅々まで検査すれば出てくる可能性が全くないわけでもありませんので、新聞あるいはシンポジウムで発表しましたけれども、調査のデータはきちんとして報告いただいているわけですので、そのことにはうそ偽りはないということをご理解いただきたいと思います。

今後の対応としては、やはり専門的な分野であるのだけれども、一人きり、任せきり、一人職場状況にしないで、内容のどこまでわかる、わからないは別にしまして、今若い大学で考古学を勉強してきた担当が担当しておりますけれども、まだ役場職員としては経験は当然浅いわけでありますので、学術的なことはその人が中心になっていろいろ調査なり、こういった今課長がお話したような所在のことも確認しながら進めていくわけでありますが、文化係を中心に3人職場でありますけれども、教育課全体でも組織としてそこはどうなっているのだと、そこはこうする必要はないかなということ、お互いに補完し合いながら、これまでのない厚い組織的な対応をとっていくことがまずこれからの大きな課題であろうと考えております。

それからもう一点で、種は1粒であったり2粒であるとか、ごくわずかししか出ていない貴重な存在であるのですが、実は同じ、要するに種というのはそのときに掘った土の中、土壌の中からただ、ただ出てきたわけでありまして、これが何だろうということで分析したら、カボチャではないのということで、ぐつと事が動き出したわけですが、その同じ土層の土は、まだサンプルとしていっぱいあってあるのです。それをまだ分析していないと。これから土壌を、ただそれも丁寧に、丁寧にやっつけていかなければならない中身ですので、同じ年代の土壌からまた近似種がカボチャの種かもしれない種が出てくる可能性もあるのだよというふうには調査委員、ある職員からも聞いておりますので、ぜひそのことも期待しながら、そして不明になっているそういったカボチャ等が確認作業の中であつたと。そして、次につなげていけるような、そういう状況が出てくることを期待しながら、組織として支えていきたいと思っております。ご理解いただきたいと思います。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 私は、町民に対してやっぱりこれは申しわけなかったという発言あるかなというふうに期待したのですが、残念ながらそれは出てこなかったです。

文化財調査というのは、建物を何か開発行為で緊急発掘ということであれば、緊急性があってやらなくてはいけないということもあるのでしょうけれども、小山崎遺跡本体に関しては、緊急発掘対象ではないと思うのです、今の状況は。ということは、極端な話やらなくてもいい調査なのです。しかも、出るか出ないかわからない。その割にお金がかかるという調査で、これをでは何でできるかということ、町民とやっぱり

信頼関係があつて、どうなるかわからないものだけでも、一定の公費を払ってやりましょうという了解できていると思うのです。そこら辺の信頼関係の破綻になるのではないかと、私はこの問題について危惧します。

ご存じだと思うので、教育長にひとつお聞きしたいのですけれども、平成12年の11月5日に、大分前ですけれども、毎日新聞が一面トップのスcoopであることを伝えました。世にゴッドハンド事件と言われている大スキャンダルになったのですが、考古学上の大スキャンダルだったのですけれども、どのような内容かご存じでしょうか。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 具体的な場所とか、それは記憶していませんが、まがい物といいますか、実際の出土物ではないものを、似せてつくったものを故意に埋めて、そしてスcoopになるような発掘があったと、そういう事件、事故であったというふうに記憶しております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） そうです。いわゆる旧石器時代の遺跡捏造事件です。石器ではなくて、遺跡自体を捏造してしまったということで、ある研究者がないところに石器をよそから持ってきて埋めて、それを掘らせて、あるいは自分が掘って、あつたぞといったことによって、そのときはないはず、今確認されていないのですけれども、石器時代の中期と前期が日本にあることになってしまったというとてもない事件でした。しかも、その人は、何力所もその遺跡で、あちこちの遺跡でそういうことをやっていたということだったので。

私は今回の件、捏造だということではないので、何を言いたいかというと、そのときの文化庁の主任文化調査官が岡村先生だったので。この岡村先生は、その当時相当バッシング受けたそうです。その研究者、Fという研究者ですけれども、そのFという研究者と岡村先生は前々から知り合いで、研究仲間だったと。しかも、文化庁の役人が一時期は、あるときまではその旧石器時代の遺跡にお墨つきを与えるような格好になってしまったということになってしまつて、岡村先生はその後ずばり「旧石器遺跡捏造事件」という本を、一般書です。一般書を出して、その中で相当悔いています。私が結果として権威づけをしてしまつたと。こういうことは、絶対あつてはならないというふうに言っています。その先生が今この新聞記事にもお写真載っていますけれども、遊佐町の小山崎遺跡に携わってくださっている。その先生が頑張ってくださいしているところに、やはりこういう、はっきり言って不祥事だと思います。これを起こしておいて、申しわけない一言もないというのはどうかなというふうに思うのです。やっぱり残っている土を掘れば中から出てくるかもしれないというレベルではないと思うのです。出てくるかもしれないけれども、何十粒、何百粒と出てこないと思うのです。1つ、2つ出るか出ないか。そういう中において、果たして同じものかどうかと。同じ種類のカボチャなのかどうか、それすら調べるのは難しい。そういうような貴重な資料をなくしている。そして、ひょっとすれば確定的に紛失するかもしれない。そういう事態においては、やはりもうちょっと、先ほど教育長にこやかにお話ししていただきましたけれども、もっと真剣になってまずいと。小山崎遺跡、このままだと遺跡が信用なくなるというふうに真剣になって考えていただきたいと思うのですけれども、もう一度答弁をお願いします。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 岡村先生初めたくさんの先生方にご指導、ご助言いただき、この研究の成果をまとめて上梓させていただいたと、そのことは先ほど申し上げました。

岡村先生がかつてそういう立場にあった方だということは、つい最近まで私は存じ上げませんでした。このカボチャの種の存在の有無の問題が出てきてから、ある方から実はそういう方だったということはお聞きしておりました。でも、岡村先生が直接捏造したという当事者ではないわけで、たまたまそのときの文化庁の主任の立場が、担当で大きくかかわったということはお聞きしております。本人も忸怩たる思いで多分出版物をまとめられたのだと思いますけれども、そのことも含めて彼は小山崎の遺跡のこの水辺の遺跡としての重要性、関心の高さは十分承知の上で真摯に調査、発掘、そしてまとめに至るまで頑張っていたと理解しておりますので、もちろん岡村先生自体も、今カボチャの種が行方不明であると、そういうことは承知しておりますけれども、そこも踏まえてこれから対応していくという思いしておりますので。

私、先ほど申しわけないという気持ちは重々ありました。最後に、総括で申し上げようと思っておりましたけれども、これは本当に齋藤議員おっしゃるように、申しわけない現在の状況だと思います。それは、町民もちろんですけれども、こういう縄文の文化遺跡に関心を持っておられる方々にとっては、特に関心の高い、また大きな出来事であったと思いますので、先ほど来課長を通して説明させたように、まだ全くなかったということは断定しておりませんので、不明ということで今調査も進めておりますし、先ほど申し上げ、希望的な観測ですけれども、たくさんの土壌保存してありますので、そこから同じくぐいの種子が出てくるとも期待を含めながら、今回のことは一連のことは先ほど今後の調査あるいは保存、活用の進め方を体制を大幅に入れかえて前向きに進めていきたいということですので、ただいまご指摘、今回ご指摘していただいたことによりまして、小山崎遺跡、マイナスの評価にならないように努めていくということで、申しわけないとおわびを申し上げながら、頑張っていきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

議長（堀 満弥君） 1番、齋藤武議員。

1番（齋藤 武君） ちょっととげとげとした話をしてしまいました。ただ、やはり事実即して行動していただきたいということは、重ねて申し上げたいと思っております。

ちょっと話題変えまして、かつて今も残っているのが、ちょっとそこを聞いたかったのですが、縄文の丘構想というのがあったというふう聞いております。遊佐町において、小山崎あるいはそのほかの遺跡、柴燈林遺跡、あそこ一帯だと思うのですが、縄文の丘構想というのがあって、その中でその遺跡を利活用していこうという考えがあったというのをちらっと聞いているのですが、教育長そのお考えはまだ生きているのかどうか、ちょっとお聞かせいただけますか。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 住居跡も傾斜地から見つかって、隣に吹浦遺跡がある、柴燈林もあるということで、まさにあそこに限らず今高速のインターが、あそこの発掘もしておるよう、あの辺一帯は全部どこか掘れば遺跡が出てくるという遊佐町でございます。遊佐中学校の校歌にも、縄文人が住まいせし里ということで、まさに遊佐町の鳥海山麓が全て錦の丘ではないのですが、貴重な場所であるということは認識しております。

縄文の丘構想というのは、随分前ですけれども、あったように聞いていますけれども、それ以降また貴

重な、その時点でまた確認先ほど申しあげました住居跡等出ておりまして、相当発掘は進んでいるわけですが、残念ながらあそこその貴重な遺跡があるという場所にもかかわらず、鮭のふ化場もあそこにありまして、多分あの辺も掘れば何かしらのいろんな貴重なものが出てくる可能性のあるところ。そして、あそここのところは田んぼでしたから、もう近代に入って江戸時代が、それ以降わかりませんが、圃場整備でかなり地ならしされたところをごさいます、しかもその住居跡の途中には高倉林道が、もうコンクリートで固められた道路もできておるわけでありまして、本当は掘れば貴重な資料等が出る可能性のある場所が掘り返すことも、再調することも不可能な場所も多々あるということで、縄文の丘という構想がどのレベルでいくかは別にしまして、例えば三内丸山とか、弥生の佐賀県のとかありますけれども、そこまで行くには相当今の現在の状況から見ても厳しいものがあるのかなと思っておりますけれども、当然テンバコ1,000個ほどのまだ整理されていないたくさんの資料もあるわけですので、そんなものをどのように保管だけでなく活用して、また地域の観光面も含めて情報発信していくということは、大きな素材だと思っております。それは、そういう意味では縄文の丘という、現地につくれるかそこは別にしまして、貴重な素材がたくさんあるということは今整理中のごさいますので、その一部を先ほど課長の答弁にありましたように7月の途中から、これも会場の関係もありまして、セキュリティーの関係もあります。お盆前までしかできないという話でしたけれども、相当貴重な現物の資料を展示して、町民の皆さんにもごらんいただいて、そして評価していただくと、そういう機会も設けますので、いろんな方々のご意見、要望も聞きながら、これはもちろんそういう縄文の丘ということになれば、当然文化庁のお墨つきがなければ、予算がなければ町単独ではできる構想ではございませんので、これからも保存、活用を積極的に進めながら、文化庁、県とも協議しながら、町の財政とも折り合いつけながら、少なくともどのような形になるか、先の世代にこういう貴重な場所だったのだよということは伝えていけるような環境整備には努めていきたいと思っております。

議長(堀 満弥君) 1番、齋藤武議員。

1番(齋藤 武君) 先ほど松永議員より、滋賀に研修に行ってきたという話がありました。私は、実はこの質問に当たって三内丸山遺跡、先日見てきました。そのときに出土物が、あそこ本当にすごいです。当然国の特別史跡になっているということで、県を挙げてやっていますので、比較にはならない、柄で見ればですけども、ただ興味あったのはやっぱり出土物です。明らかにもう分析されている糸魚川から来たひすいだとか、秋田から来たアスファルトだとか、長野県から来た黒曜石だとか、そういうのがあるわけなのです。当然人間がえっちらおっちら糸魚川から三内丸山まで歩いていけますので、海峡ないですから。歩いていったかもしれませんが、多くの研究者はそれは容易でないで、やはり丸木舟で行ったのではないかというような推測をしています。南から北へ、あるいは北から南へ日本海を丸木舟が往復していたのではないかなという想像するわけですけども、そのときに当然鳥海山というのはすごくいいランドマークになったと思います。誰が見てもわかる山です。そんな沖合い行かないでしょうから、北上したとき左を見れば島が3つあって、右のほうを見れば夏まで雪がある山があって、あるいはひよっとしたら煙が吹いていたかもしれませんが、そこに導かれるように行くと、真水が出ていると。1年中真水が出ているところがある。そういうところが小山崎遺跡だったのではないかなというふうに私は今のところ勝手に想像しています。

人間は、縄文人であっても海水飲んで生きられませんので、絶対真水は必要だったと。それを途中で間違いなく補給できる場所ということで、縄文時代から丸池様があった小山崎というのは、非常に貴重な場所だったのでないかなというふうに想像しています、その中継地点としても。そういうような楽しい話をぜひこれからしていきたい。そのときに、繰り返しになりますけれども、小山崎遺跡あるいは遊佐町教育委員会の信用が大事。そして、その環日本海という構想で、遊佐町独自ではやっぱり限界ありますので、当然県の協力を仰ぎつつ、あるいは環日本海の市町村、自治体と連携して、あるいはひょっとすれば対岸の大陸ともつながるかもしれない。青銅刀子なんかも出ていますので、だからそういうグローバルな視点で本来は小山崎遺跡を考えたいなというふうに思いますので、ぜひそういう意味においてしっかり体制を立て直していただきたいというふうに申し上げて、質問を終わります。

議長（堀 満弥君） 那須教育長。

教育長（那須栄一君） 鳥海山飛島がジオパークに認定されたという契機もありますし、今青銅刀子の話も出ました。まさに陸もそうだけれども、大陸とも何らかのつながりがあったということは、当然青銅刀子が遊佐町から出ているということで関連づけられるわけで、まさに鳥海山がもう随分縄文あるいはそれ以前からランドマークとして大きな存在であったのではないかなというのは想像にかたくない。

その後、噴火の歴史とかいろいろありまして、正一位の山ということで奉られて、今は史跡鳥海山という、大物忌神社を中心とするその後の歴史の大きな跡も残っているわけでございますので、先ほど7月中旬から展示会を開くということでしたけれども、その中身は火焰形土器、これ柴燈林ですけれども、それは現物が本町にございますので、それも展示したいなと。あと、ぜひ町民の皆さんに見ていただきたいのは漆器です、漆。とてもそんな古い、3,000年前、4,000年前に漆を使って、もう厚さ二、三ミリしかないです。そんな木の器をつくって、それを漆器で塗って、飾りだったのか、実用していたのかわかりませんが、そんなものも現物として復元しておりますので、ぜひそんなものも展示しながら、今回は体制のあり方についていろいろご質問、ご指導いただきましたけれども、そんなものを踏まえながら、次の、先ほども申し上げましたけれども、次代を担う子供たちにこういうすばらしい土地だったのだよということを、次代につなげていけるような活用に向けても頑張っていきたいと思っております。

以上でございます。ありがとうございました。

議長（堀 満弥君） これにて1番、齋藤武議員の一般質問を終わります。

本日の会議はこれにて終了いたします。

あす6月21日午前10時まで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

（午後4時36分）